



協定を締結する東京農業大学高野学長(写真左)と千葉町長

### 『包括連携協定』の活動内容

- ① 農業の多面的な発展による産業振興の連携事業
- ② 地域資源を活用した6次産業化と農商工連携による人材育成・新商品開発および販路拡大のための連携事業
- ③ 地域再生・活性化に寄与する人材育成のための連携事業
- ④ 都市と地域の交流を推進する連携事業



### 主な内容

「阿見町政策実現プラン」を公表します！…	2
平成31年度の施策と予算……………	4
平成31年度阿見町の予算……………	6
町界町名地番整理……………	9
軽自動車税減免手続き・税率……………	12

### 東京農業大学と『包括連携協定』を締結

3月18日、町と東京農業大学（東京都世田谷区）は包括連携協定を締結しました。

本協定は左記に記載した4つの活動内容が主な柱となっています。

町では、平成26年5月に東京農業大学生物産業学部（北海道オホーツクキャンパス）と連携協定を締結しており、今後は東京農業大学とともに、町農業振興の活性化に向けて積極的に連携していきます。

# 「阿見町政策実現プラン」 を公表します！

平成 30 年 3 月に就任した千葉町長は、魅力あるまちづくりを行うために 6 つの約束と 24 の政策の実行を掲げました。これらの政策を確実に実行し、また町民の皆さまに政策の内容と進捗状況を分かりやすくお伝えするため、「阿見町政策実現プラン」を策定しました。

政策秘書課 ☎888-1111 (736)

※達成率は平成 31 年 3 月末現在

約束	内容	達成率
約束1 教育 未来へ投資を行うまちづくり	<b>■あみ人材育成基金を創設し奨学金を支給</b> 人材育成のために経済的な支援を必要としている学生に対し、公的な援助を検討します。2020 年度からの募集開始を目指します。	30%
	<b>■スクールカウンセラーの配置拡充</b> 児童・生徒の行動等の専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーの配置を拡充し、教育相談体制の充実を図ることにより、暴力行為・いじめ・不登校等の未然防止、早期発見、解決に努めます。	100%
	<b>■給食費無料化の拡大</b> 現在の第 3 子以降給食費無料化から、さらに無料化の範囲を拡大します。2020 年度からの実施を目指します。	20%
	<b>■ランドセルの無料配布</b> 2020 年 4 月に小学校等に入学予定の新 1 年生に、入学祝品としてランドセルを贈呈します。	30%
約束2 福祉 お互いを支え合えるまちづくり	<b>■病児保育施設の整備</b> 2020 年度末までに病児保育施設の整備を目指し、働きやすい子育て環境を整え、若い世代の定住促進を図ります。	15%
	<b>■18 歳までの医療費無料化</b> 医療費無料化の対象年齢をこれまでの 15 歳から 18 歳までに拡大し、必要とする医療を容易に受けられるよう医療費の助成を行います。	100%
	<b>■障がい者が自立できる授産施設の創設</b> 障害者が自立できる授産施設（就労継続支援 B 型事業所）を含む地域生活支援拠点の整備により、障害者の生活の安定を図ります。2019 年度末には事業者の決定を目指します。	15%
	<b>■低所得者が入所できる介護施設の誘致</b> 広域型特別養護老人ホームを誘致し、多床室の設置に伴う利用料金の負担軽減を図るとともに、待機者解消に努めます。2020 年度中には開設を目指します。	20%
約束3 産業 地域資源を活かすまちづくり	<b>■道の駅建設を凍結し再検討</b> これまで町が進めてきた道の駅整備事業については、凍結・再検討とします。「道の駅整備事業検証委員会」を立ち上げ、「立地場所」、「整備時期」、「建設費用」、「運営体制」の 4 つの視点から検証を行います。2020 年度中に検証を終了し方針を決定します。	20%
	<b>■プレミアム付き商品券の復活</b> プレミアム付き商品券の販売により町内の消費拡大を図り、商業の振興と活性化に繋がります。さらに、高齢者や子育て世帯に優先販売することで、安心を実感できる町を目指します。	100%
	<b>■グリーン・ツーリズムの推進</b> グリーン・ツーリズムの新たな受け入れ拠点の発掘と人材の確保・育成、地域資源を活用した試験モデルとしてレンコン掘取り体験等、新たな体験・交流メニューの立案と実証を行い、都市と農村間の交流を通じて農村交流の活性化を図ります。	20%
	<b>■観光資源の発掘と特産品の開発</b> 町観光施策を推進するため、骨格となりうる阿見町らしい観光資源の確立が急務となっています。「阿見町観光プロデュース推進事業」により、観光資源のブランド化と特産品の開発を含めた採算性のある観光事業施策の検証・展開を 2019 年度より実施します。	20%

約束4 参加	内容	達成率
誰もが主役になれるまちづくり	<b>■地域予算の創設による町民参加型予算の導入</b> 地域の課題・地区の要望等を住民自らが討議して町へ要望し、納得した税金の使い方を実感することでさらなる自治意識の向上に繋げていきます。2021年度から地域予算の試行的導入を目指します。	15%
	<b>■町民討議会の開催</b> 町民討議会を通して住民が身近な課題について考え、意見を交わしながら解決策を導きだしていき、まちづくりに対する自治意識の醸成を図っていきます。2019年度から開催していきます。	15%
	<b>■NPO等の町民活動への支援</b> NPO等の継続的な活動基盤にもなる町事業を積極的に協働・委託していきます。2021年度から毎年度1件以上、NPO等市民活動団体と協働事業を実施します。	15%
	<b>■議会のケーブルテレビ中継とネット配信</b> 2021年度末までに、議会のケーブルテレビ中継とネット配信の運用を目指します。	40%

約束5 安心	内容	達成率
危機管理がとれるまちづくり	<b>■県外市町村との災害時相互支援協定の締結</b> 大規模災害時には、被災した自治体単独では十分な復旧・救援活動が行えないため、事前に相互応援を行う体制を確保することにより、迅速かつ円滑な支援活動を図ります。	100%
	<b>■警察等からの出向職員の配置</b> 廃棄物の不法投棄、不適正残土等への対処として、町環境保全監視員には2019年度以降も引き続き警察官OBを採用します。	80%
	<b>■自治体クラウド移行によるリスク回避</b> 自治体クラウドの導入により、複数の自治体で情報システムの共同化を図り、住民サービス等の向上や外部へのデータ保管による災害時の市町村間の相互支援・被災した際の他市町村での業務運用が可能になります。2020年度中に自治体クラウドへの移行・運用開始を目指します。	30%
	<b>■救急体制の再構築</b> 人口の増加に伴い救急搬送の要請件数が年々増えている町西部地域において、本郷ふれあいセンターに救急車を駐留させる体制を整えることで、救急車の到着時間の短縮等を図ります。	100%

約束6 財政	内容	達成率
財政規律をまもるまちづくり	<b>■基金積立金の確保と町債の抑制</b> 公共公益施設整備基金へ毎年継続して積立をします。また、町債の借入額を同年度の返済額以内にします。	20%
	<b>■公平・公正な入札と契約制度の見直し</b> 2019年度に電子入札を本格導入するとともに、適切な入札・契約制度の確立を目指します。	60%
	<b>■ふるさと納税への積極的な対応</b> ふるさと納税により自主財源を確保することで、新規事業の財源に繋がります。また阿見町らしい魅力ある返礼品を充実させ、真の「ふるさと」を思い出すような返礼に努めます。2019年度末には、ポータルサイトへの掲載・運用開始を目指します。	40%
	<b>■公共施設の老朽化対策と大型事業の見直し</b> 2020年度までに、町の主要な公共施設の個別施設計画をすべて策定します。	40%

政策実現への想い

町長という重責を担わせていただいてから早くも1年が過ぎました。改めて、町民の皆様の負託に応えるため全力投球で誠心誠意努めさせていただきます。

阿見町は、豊かな自然環境、地理的条件、教育、医療、観光に関する優れた資源が存在します。この資源を活かし、皆様と共に町を発展させることが大切であると考えております。一方で、町が抱える様々な課題の解決も図っていかねばなりません。

私は、「未来に責任を持てる魅力あるまちづくり」という理念を町行政運営の基本方針として、町民の皆様との6つの約束と24の政策を掲げさせていただきました。

この政策は、私が町長に就任する以前から町民の皆様をはじめ、多くの方々と言葉を交わさせていただき、時には厳しいご意見もいただく中で、阿見町に何が必要か、未来に向けて今何をなすべきかを考え、政策という形にさせていただいたものです。

既に目標を達成したものもありますが、外部機関の協力が必要なものなど、時間がかかるものもあります。これら24の政策全てについて、「いつまでに何をするか」を常に念頭に置き、私の任期中の達成に向け、進捗管理の体制を整え、粘り強く取り組んでまいります。

2019年4月 阿見町長 千葉 繁



# ●平成31年度の施策と予算●

## 後期 基本計画

2019 - 2023

# 『人と自然が織りなす、輝くまち』を目指す 『あみ・未来プロジェクト』

平成31年阿見町議会第1回定例会が3月5日から3月20日までの会期で開催され、総額292億6,781万円の平成31年度予算案ほか25議案が可決されました。今月号では、議会の冒頭に町長が述べた施政方針と新年度予算の概要についてお知らせします。

## 施政方針

我が国は、人口減少や少子高齢化といった大きな社会問題に直面しております。平成26年の「まち・ひと・しごと創生法」の施行以来、全国の地方公共団体においてさまざまな地方創生の取り組みが進められておりますが、総人口の減少と東京圏に集中する人の流れを反転させるだけの力とはなっておりません。阿見町においては、幸いにも、人口はほぼ横ばいの状況であり顕著な減少傾向はみられません。しかし、年代別人口構成をみると、高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少が続いており、こうした構造変化により顕在化する政策課題に的確に対応できる仕組みづくりが求められています。

今後ますます多様化する地域課題を、町民の皆さまとともに培ってきた地域力をもって解決していくため、2019年度から2023年度までの総合的かつ基本的な町政運営の方針である第6次総合計画後期基本計画に基づき、これまで以上に町民の皆様の意見を把握する機会を充実させ、町民の皆さまと行政が一体となって、魅力あるまちづくりに取り組んでまいります。

※施政方針の全文は町ホームページ

ページ (<http://www.town.ami.lg.jp/0000005878.html>)に掲載しております

## 主な施策の概要

平成31年度に実施する主な施策につきまして、第6次総合計画後期基本計画に位置づける「参加」、「支え合い」、「賑わい」の3つの重点テーマと、各テーマに沿った6つの重点プロジェクトに関する施策を中心に、その概要をご説明いたします。

### 参加 地域力を育む プロジェクト

町民が町政に参加しやすい体制をつくり、町民ニーズから発想し、将来も持続可能な町政運営に取り組むことで、自立性の高いまちづくりを推進し、地域力を育んでまいります。

#### ■主な施策の概要

- ▼町民同士がまちづくりについて話し合う「町民討議会」を開催
- ▼地域の活性化や地域課題の解決を図るための活動を支援する「市民公益活動支援制度」を拡充
- ▼公共施設等の「個別施設計画」を策定

▼「公共公益施設整備基金」に計画的な積み立て



### 参加 町民・企業・行政等の 連携・協働促進 プロジェクト

町内のあらゆる人が活躍して地域全体を活性化するため、町民の社会参加に加えて、企業や大学、研究機関等の相互連携を促進し、地域振興を図ってまいります。

#### ■主な施策の概要

- ▼商工会やJA、工業団地の企業など町内事業者等と連携し、ふるさと納税を開始
- ▼大学等との連携協力の強化
- ▼地域交流拠点や防災拠点として旧吉原小学校と旧実毅小学校の具体的な整備内容を検討

### 支え合い 子どもの成長や 若者の活躍を支える プロジェクト

出産や子育ての支援、安心して学べる教育環境の充実に取り組み、学校や家庭、地域全体で子どもの成長を見守り、安心して子育てができ、若者の活躍を支えるまちづくりを推進してま

まいります。

■主な施策の概要

- ▼ 新たな小規模保育事業所等の開設
- ▼ 公立保育所の保育士の増員
- ▼ 民間保育士等処遇改善助成金を継続
- ▼ 障害児保育事業補助金制度を拡充
- ▼ 「子育て世代包括支援センター」を設置
- ▼ 産後の産婦健康診査に係る費用の一部を助成
- ▼ ランドセルの入学祝い品贈呈
- ▼ 外国語指導助手を増員
- ▼ スクールカウンセラーの配置を継続
- ▼ 特別支援教育支援員を増員
- ▼ 阿見第一小学校・阿見第二小学校・君原小学校に空調設備を整備
- ▼ 阿見第一小学校のトイレ・給排水設備の改修工事
- ▼ 阿見中学校の外壁の改修工事
- ▼ 阿見小学校のプールの改修工事



支え合い

町民の暮らしを支えるプロジェクト

町民や地域、行政等が互いに支え合い、高齢者や障害者にやさしく、町民誰もが地域の中で安全に安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

■主な施策の概要

- ▼ デマンドタクシーの運行体制の再構築
- ▼ 移動販売車による買い物支援を実施
- ▼ 行政情報ネットワークサーバーのクラウド化を実施
- ▼ 自主防災組織の地区防災計画の作成を支援
- ▼ 避難行動要支援者の情報を管理するシステムを導入



賑わい

霞ヶ浦等の地域資源を活かした交流プロジェクト

霞ヶ浦の水辺や自然環境、農産物等の地域資源を活かした、

- ▼ 救急車の現場への到着時間の短縮など救急体制の強化
- ▼ 住民票等の証明書の「コンビニ交付」サービスを導入

新たな観光の創出や特産品の開発等に取り組み、まちの魅力を積極的に発信していくことで、広域的な広がりを持った交流を生み出すまちづくりを推進してまいります。

■主な施策の概要

- ▼ 第30回記念を迎えるまい・あみまつりの開催
- ▼ 観光資源のブランド化と特産品の開発を含めた採算性のある観光事業の検討
- ▼ 観光客の町内回遊を促すスタンプラリーイベントを開催
- ▼ 霞ヶ浦湖岸を拠点にレンタサイクルル事業を継続
- ▼ 10周年を迎える予科練平和記念館の記念式典の開催と館内表示の英文併記を実施
- ▼ 集落営農等の設立に向けた取り組みを支援
- ▼ 都市と農村間の交流を通じたグリーンツーリズムを推進

賑わい

地域経済の活力向上プロジェクト

首都圏へのアクセスの良さを活かし、新たな産業の振興や雇用促進を図るとともに、良好な住環境整備による定住促進に取り組む、地域経済の活性化を図ってまいります。

■主な施策の概要

- ▼ プレミアム付き商品券事業の実施

「商工まつり」や「スイーツフェア」などの開催を支援



- ▼ 地域資源を活かした新商品開発や町内での創業を支援
- ▼ 茨城県と連携した阿見吉原地区への積極的な企業誘致
- ▼ 荒川本郷地区の民間活力による住宅地等開発を誘導
- ▼ 町の中央・西部・東部地区を結ぶ「都市計画道路路寺子・飯倉線」の整備
- ▼ 公共下水道事業等の地方公営企業法の適用に向けた移行作業を実施
- ▼ 立地適正化計画の策定

国体セーリング競技開催

「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会」につきましては、2019年9月に本町の霞ヶ浦セーリング特設会場を舞台に、正式競技である「セーリング」の本大会が開催されます。選手皆さまが競技に集中できる環境づくり、そして、全国から観戦に訪れるお客様に阿見の良さを知っていただけるよう

「おもてなし」の心を持って町全体の開催機運を盛り上げ、大会の成功に向けて取り組んでまいります。



新年度は、第6次総合計画後期基本計画の初年度として、今後5年間とその先を見据えた中長期的な視点において、必要な施策を厳選して盛り込んでまいります。

後期基本計画では、次の時代に向けて重点的に取り組むべき施策を「あみ・未来プロジェクト」と名付けました。

町民の皆さまとともに、未来に向けた魅力あるまちづくりのために今何が必要かを考え、「未来に責任を持てる魅力あるまちづくり」を必ず実現していくという、私の強い決意を込めております。

議員各位ならびに町民の皆さまの一層のご支援とご協力をお願い申し上げて平成31年度の施政方針といたします。

# 平成 31 年度 阿見町の予算

平成 31 年度  
予算総額

292 億 6,781 万 2 千円

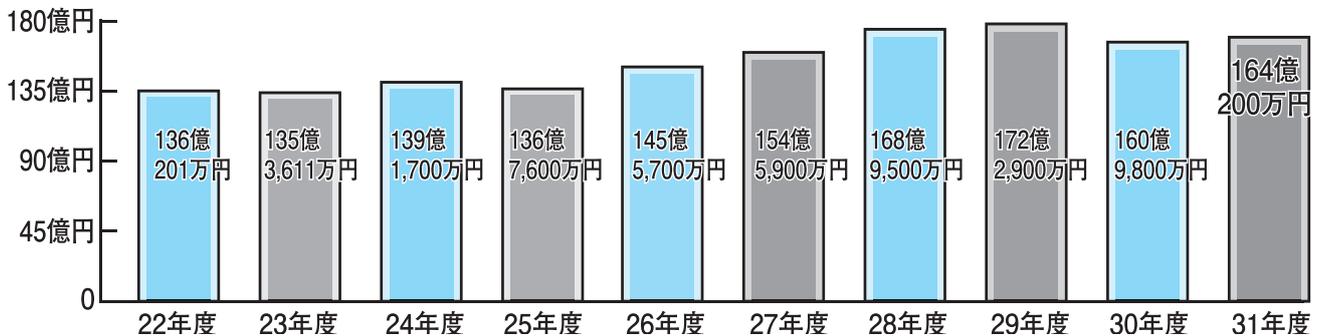
前年度比較 4 億 5,292 万 4 千円 (1.6%) 増

▼内訳

会 計	平成 31 年度予算	平成 30 年度比較
一 般 会 計	164 億 200 万円	3 億 379 万 3 千円 (1.9%) 増
特 別 会 計	111 億 3,400 万円	6,402 万 5 千円 (0.6%) 増
国民健康保険特別会計	49 億 3,300 万円	2 億 3,520 万 6 千円 (4.6%) 減
公共下水道事業特別会計	18 億 4,000 万円	1 億 7,909 万円 (10.8%) 増
農業集落排水事業特別会計	1 億 5,000 万円	939 万 4 千円 (6.7%) 増
介護保険特別会計	32 億 5,800 万円	3,684 万円 (1.1%) 増
後期高齢者医療特別会計	9 億 5,300 万円	7,390 万 7 千円 (8.4%) 増
公営企業会計 (水道事業会計)	17 億 3,181 万 2 千円	8,510 万 6 千円 (5.2%) 増

● 予算書および予算の概要は町ホームページでもご覧になれます

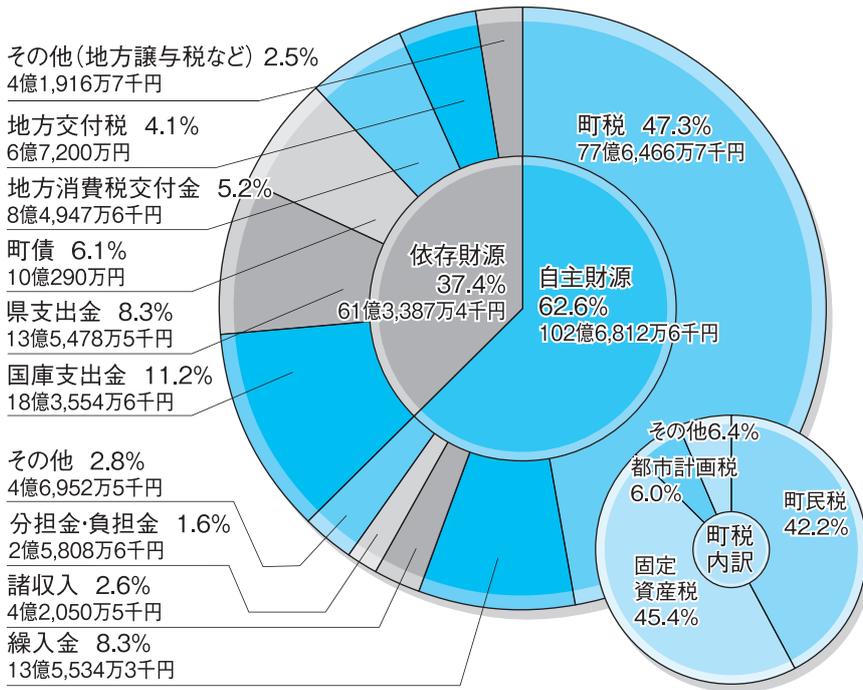
▼一般会計予算の推移



基金の残高			町債の残高		
基金等の名称	30 年度末見込	31 年度末見込	30 年度末見込	31 年度末見込	
財政調整基金	24 億 9,574 万円	21 億 6,642 万 8 千円	一般会計	151 億 540 万円	
減債基金	3 億 7,310 万円	3 億 7,310 万円		特別会計	67 億 1,559 万 8 千円
その他の基金	18 億 5,176 万円	19 億 3,738 万円		水道事業会計	14 億 7,321 万 9 千円
国民健康保険支払準備基金	2 億 8,000 万円	2 億 8,000 万円	合 計	232 億 9,421 万 7 千円	
公共下水道整備基金	10 万円	0 円	31 年度末見込	一般会計	148 億 1,768 万 8 千円
介護給付費準備基金	3 億 3,636 万 8 千円	3 億 3,636 万 8 千円		特別会計	63 億 4,595 万 5 千円
農業集落排水事業債減債基金	3,647 万 4 千円	1,348 万 1 千円		水道事業会計	15 億 1,627 万 6 千円
土地開発基金 (現金)	360 万円	360 万円	合 計	226 億 7,991 万 9 千円	
合 計	53 億 7,714 万 2 千円	51 億 1,035 万 7 千円	※掲載金額は平成 31 年 3 月 31 日時点での見込みです		

# 予 算

## ←一般会計予算歳入



### ▼自主財源と依存財源

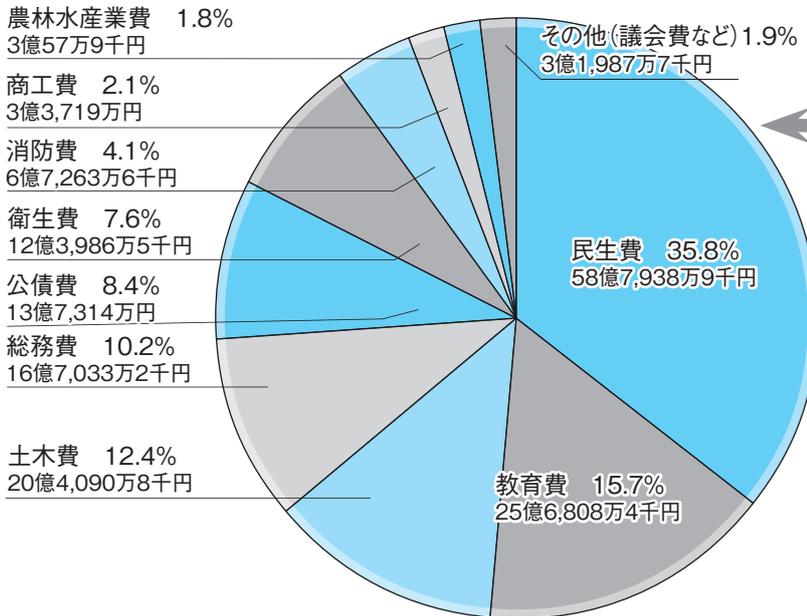
『自主財源』は、町が自主的に得られる財源で、町税・諸収入等です。

『依存財源』は、国や県から交付される財源で、地方交付税・国庫支出金・県支出金等です。

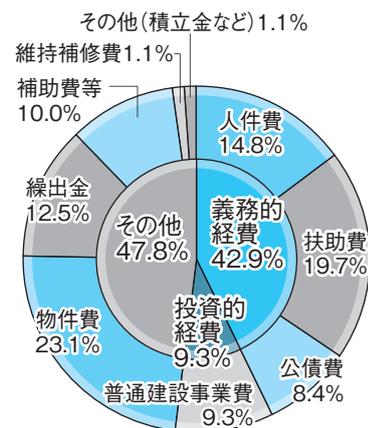
自主財源の割合が高いほど、安定した自主性のある行政運営が行えます。

町税は、法人町民税や固定資産税の増などにより77億6千4百万円で、対前年度2億5千3百万円(+3.4%)の増となりました。地方消費税交付金は、8億4千9百万円で、対前年度2千3百万円(+2.9%)の増となりました。地方交付税は、臨時財政対策債の減などの影響により、6億7千2百万円で、対前年度1億4千1百万円(+26.7%)の増となりました。国庫支出金は、社会資本整備総合交付金の増などにより18億3千5百万円で、対前年度7千7百万円(+4.4%)の増となりました。繰入金は、財政調整基金繰入金の増などにより13億5千5百万円で、対前年度3億3千6百万円(+33.0%)の増となりました。町債は、学校施設整備事業債、臨時財政対策債の減などにより10億2百万円で、対前年度3億2千7百万円(△24.6%)の減となりました。

## ←一般会計予算歳出



### 一般会計予算歳出の性質別内訳



総務費では、行政情報ネットワーク運営事業の増などにより、16億7千万円、対前年度3千7百万円(+2.3%)の増となりました。民生費では、地域型保育事業や後期高齢者医療特別会計繰出金の増などにより、58億7千9百万円で、対前年度1億6千5百万円(+2.9%)の増となりました。衛生費では、予防接種事業の増などにより、12億3千9百万円で、対前年度比8千万円(+6.9%)の増となりました。商工費では、阿見吉原地区に係る企業立地奨励金の増などにより、3億3千7百万円で、対前年度1億1千万円(+48.6%)の増となりました。土木費では、特定地区道路整備事業や都市計画道路寺子・飯倉線整備事業の増などにより、20億4千万円で、対前年度1億6千5百万円(+8.8%)の増となりました。教育費では、中学校施設整備事業の減などにより、25億6千8百万円で、対前年度3億7千7百万円(△12.8%)の減となりました。

# 平成31年度 主要事業

本年度に実施する新規事業など、主な事業を「阿見町第6次総合計画」に定める4つのまちづくりの基本目標に分けて紹介します。

## 3. 暮らしを支えるまちづくり

### ●プレミアム付商品券事業 【1,000万円】

町内の消費拡大を図り、商業の振興と活性化に繋げ、高齢者や子育て世帯に事前優先販売することで、安心を実感できる町を目指します。【商工観光課】

### ●立地適正化計画策定事業 【712万円】

都市全体の観点から、居住や医療・社会福祉・商業等の都市機能を計画的な時間軸の中で誘導し、コンパクトなまちづくりと公共交通の再編との連携によって、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現を図ります。【都市計画課】

### ●産学官連携事業 【234万円】

産学官連携による地域農業の活性化を図ります。【農業振興課】

#### 《その他の主な事業》

### ●道路橋梁維持補修事業 【3億4,870万円】

### ●道路新設改良事業 【2億9,462万円】

### ●都市計画道路寺子・飯倉線整備事業 【2億3,113万円】

## 4. 安全・安心のまちづくり

### ●空家対策事業 【51万円】

空家の適正管理の促進、空家の利活用や流通の促進、空家化の予防についての施策を推進します。【生活環境課】

### ●廃棄物対策強化事業 【1,194万円】

廃棄物の不法投棄や大量の残土の堆積などを発生させないため、抑止力の強化を図ります。【廃棄物対策課】

### ●老朽管布設替工事 【9,250万円】

安全・安心な上水道を継続して供給するために、古くなった配水管を計画的に更新します。【上下水道課】

#### 《その他の主な事業》

### ●公共下水道整備事業 【2億2,894万円】

## 1. 人がつながるまちづくり

### ●ふるさと納税事業《新規》 【1,191万円】

ふるさと納税制度を積極的に活用することで自主財源を確保し、効果的・効率的な財政運営を図り、阿見町ならではの魅力的な返礼品を充実させることで町をPRし、町の農業や商工業振興に寄与することを目指します。【政策秘書課】

### ●コンビニ交付事業《新規》 【477万円】

住民サービス向上のため、マイナンバーカードを利用した、コンビニでの証明書交付サービスを開始します。【町民課】

### ●みんなが主役のまちづくり事業《新規》【174万円】

多くの町民が積極的にまちづくりへ参加できる機会を設け、町政への関心を高めながら自治意識の向上に繋げ、誰もが主役になれるまちづくりを推進していきます。【町民活動推進課】

#### 《その他の主な事業》

### ●男女共同参画センター事業 【525万円】

## 2. 人を育むまちづくり

### ●保育士等处遇改善助成金 【2,070万円】

町内私立保育施設の保育士等に対し処遇改善の補助を行い、保育士の確保を図り待機児童の解消を目指します。【子ども家庭課】

### ●新入生入学祝い品事業 【1,430万円】

小学校に入学予定の新一年生に対して、入学祝い品としてランドセルを贈呈し、子育て支援の観点からも、保護者の経済的負担の軽減を図ります。【学校教育課】

### ●子育て世代包括支援センターの新設《新規》【537万円】

子育て世代包括支援センターを新設し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援体制をつくります。【健康づくり課】

### ●国民体育大会事業 【5億2,382万円】

今年開催する「いきいき茨城ゆめ国体」のセーリング競技会に向けた準備を進め、全町一丸となっておもてなしで創る大会の成功を目指します。【国体推進室】

国体セーリング会場  
(イメージ図)



#### 《その他の主な事業》

### ●放課後児童健全育成事業 【9,601万円】

### ●地域子育て支援センター事業 【578万円】

## 阿見吉原土地区画整理事業地区（西南工区） 町界町名地番整理

2020年2月以降から、  
『よしわら一丁目・二丁目・五丁目・六丁目』  
に変わる予定です

総務課総務係 ☎888-1111 (215)



「町界町名地番整理事業」（以下「事業」とは、飛び地や複雑に入り組んだ町界・町名・地番を整理し、分かりやすい住所にするために行うものです。今月号では、阿見吉原地区（西南工区）の事業実施時期とこれからの事業の流れについてお知らせします。

### ■新町界町名は『よしわら一丁目・二丁目・五丁目・六丁目』に

阿見吉原地区（西南工区）の新しい町界町名については、昨年度住民説明会を開催し、地域の皆さまの意見を取りまとめました。その内容を、地区の代表者等からなる推進委員会で慎重に検討した結果、従来の計画のとおり西南工区についても東工区と同様に事業を実施することとされました（下記の区域図参照）。この決定を受け、昨年度末の町議会の議決を経て町界町名を正式に決定しました。

### ■2020年2月以降から住所等の表示が変わる予定です

現在、町では阿見吉原地区（西南工区）の事業実施に向けて諸作業を進めています。諸作業として、土地・建物の所有者調査、世帯主調査、区域の地番特定や現況調査、新旧対照図、対照表の作成や街区表示板の設置などがあります。

また、7月～9月（予定）に現地調査を行います。現地調査については、町指定業者（株式会社日野）が各世帯を訪問する場合があります。調査員は、町発行の身分証明書を携帯しています。ご協力をお願いします。事業の実施時期は、2020年2月以降を予定しています。

### ■新旧地番対照図やパンフレット等を配布

事業実施の際は、対象になる地区の皆さまに▼新地番の通知▼町名地番変更のお知らせ▼新町名地番図▼住所お知らせ用の無料はがき等を配布します。

### ■土地・建物を所有の皆さまへ

賃貸建物を所有している人は、新規入居者に町名地番変更が予定されていることをお知らせください。

住みよいまちづくりのため、皆さまのご理解ご協力をお願いします。

### 阿見吉原地区（西南工区）事業実施後の住所等の表示例

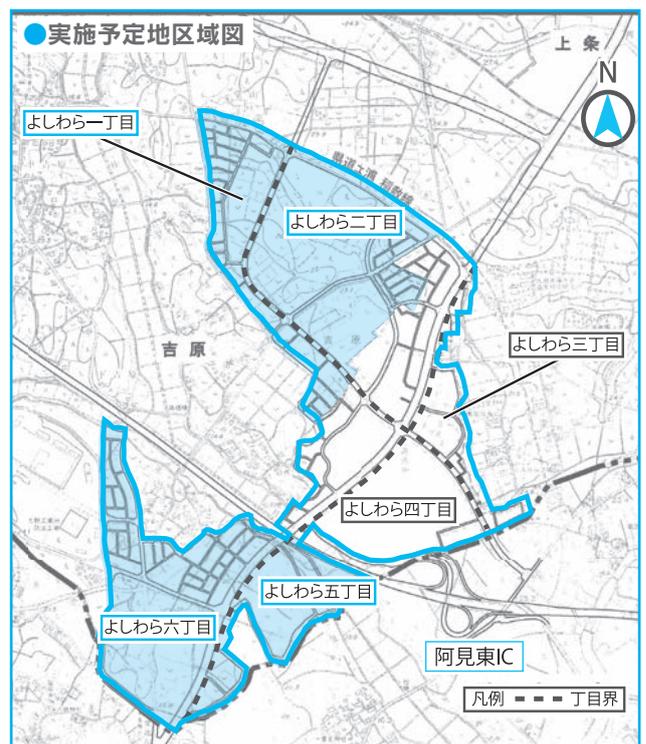
#### 変更前

- 【住所】 阿見町大字吉原 1800 番地 123
- 【本籍】 阿見町大字吉原 1800 番地 123
- 【土地の所在】 阿見町大字吉原 1800 番 123
- 【建物の所在】 阿見町大字吉原 1800 番地 123



#### 変更後

- 【住所】 阿見町よしわら一丁目 12 番地 1
- 【本籍】 阿見町よしわら一丁目 12 番地 1
- 【土地の所在】 阿見町よしわら一丁目 12 番 1
- 【建物の所在】 阿見町よしわら一丁目 12 番地 1







### 阿見町開催競技サーリング 茨城国体開催まであと 155日

AMI 国体ニュースでは茨城国体開催に向けて  
阿見町に係る国体の様々な情報を発信していきます!!

## いきいき茨城ゆめ国体 きよか 炬火イベント

### 🚩 炬火ってなに？

国民体育大会には、オリンピックの聖火にあたる「炬火」があります。国体のシンボルになるもので、開催期間中、選手の健闘を祈り、その火は大会が終わるまで灯し続けられます。

この炬火のもととなる火を起こすことを「採火」、その火を一つに集めることを「集火」といいます。

今回の茨城国体では、県内44市町村でそれぞれの火をつくり、9月28日に笠松運動公園陸上競技場（ひたちなか市）で行われる国体総合開会式でひとつに集められ、茨城国体の炬火「いきいき茨城ゆめの火」が誕生します。

▶ [前回（昭和49年）茨城国体総合開会式の炬火点火の様子](#)



### 🚩 炬火トーチ・炬火受皿が完成

いきいき茨城ゆめ国体に向けて、炬火イベントで使う炬火トーチと炬火受皿がお披露目されました。

炬火トーチは茨城県の花であるバラをモチーフに製作されました。ホルダー中心部にバラの花を、ふちには県内5地域（県南・県北・県央・県西・鹿行）を模したいばらの装飾をあしらい、未来に向かって羽ばたく茨城の姿を表現しています。長さが80cm弱、重さは約770gと、炬火イベントなどでお年寄りや子どもにも持ちやすい重さになっています。

炬火受皿は、笠松運動公園陸上競技場の炬火台をもとに、茨城県の伝統工芸である笠間焼で製作されました。力強い大地の土色を基本に、茨城の紺碧の海を表すブルーをアクセントに加え、茨城の豊かな自然を表現しています。高さが約35cm、直径約38.4cm、重さは約7kgあり、県内市町村の集火式などで使用されます。



△炬火トーチ



△炬火受皿



# いきいき茨城ゆめ国体2019

第74回国民体育大会

翔べ 羽ばたけ そして未来へ

いばラッキー

## みんなで「阿見町の火」をつくろう！

町では、各ふれあい地区館で採火を行い、それらの火を「まい・あみ・まつり」で集火し「阿見町の火※」を誕生させます。

※「阿見町の火」の正式な炬火名は集火式で発表します



「阿見町の火」が誕生する瞬間をみんなで見届けよう！

### ●採火

各ふれあい地区館の三世代交流事業等で、採火のための火起こし体験を実施します。火起こしには、「マイギリ」という道具を使用した摩擦熱を利用する方法や、凹面鏡や凸レンズを使用した太陽光を利用する方法を用います。

火起こし体験で採火された火は、集火式まで大切に保管されます。

きっと貴重な体験になると思います。地元の地区館の予定を確認のうえ、ぜひご参加ください。

#### ▼各地区の火起こし体験実施予定日

地区	実施予定日	地区	実施予定日
阿見	6月16日	舟島	7月13日
実穀	7月14日	君原	7月2日
吉原	5月12日	阿見第一	未定
本郷・あさひ	6月15日	阿見第二	未定



△「マイギリ」を用いた火起こし

火起こし体験の時間・場所・参加方法等の詳細は、生涯学習課(中央公民館内) ☎888-2526にお問い合わせください

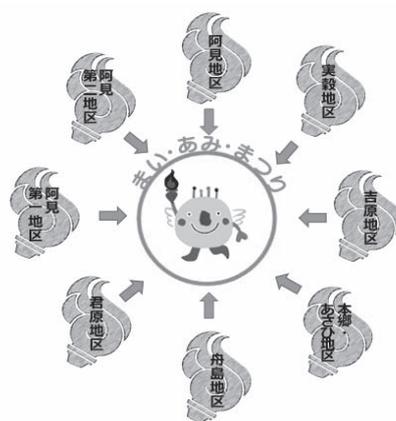
### ●集火

まい・あみ・まつりで、各地区の炬火を一つにまとめ「阿見町の火」を誕生させる集火式を実施します。

式の中では、「阿見町の火」の正式な炬火名が発表されます。炬火名には、各地区から候補名をあげてもらい、その中から「阿見町の火」として最もふさわしい名称を選びます。

名称が「阿見町の火」として選ばれた地区からは、国体総合開会式の炬火ランナーが選出されます。

選ばれたランナーは、町の代表として国体総合開会式の炬火リレーに参加することができます。



## 編集後記

3月3日(日)に霞ヶ浦浄化対策の一環として第91回霞ヶ浦清掃大作戦が実施されました。全国から来る選手たちを美しい阿見町で迎えるため、いばラッキーも参加しました。

当日は約300人が参加し、セーリング競技会場を含む湖岸の清掃活動で、約1.02トンのごみが回収されました。



# 軽自動車税 減免手続き・税率

問い合わせ 税務課 ☎888-1111 (156)

心身に障害のある人が使用する軽自動車、二輪車などについて、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税の減免を受けられる制度があります。

## ■障害者減免

身体障害者手帳などの交付を受けている障害者の通学・通院・通所もしくは生業に専ら使用する車両で、次の要件を満たしているもの

### ▼対象となる障害等級

- ① 身体障害者手帳 下記の表をご参照ください
- ② 戦傷者手帳 税務課にお問い合わせください
- ③ 精神障害者福祉手帳 障害等級が1級のうち、自立支援医療受給者証(精神通院)または医療福祉費受給者証(マル福)の交付を受けている人もしくは当該障害のため通院している人
- ④ 療育手帳 判定がAまたはA

### ▼対象となる運転者

- ① 障害者本人
- ② 障害者と生計を一にする人(同居または健康保険や税法上で扶養関係がある人等)
- ③ 障害者のために、週3日以上常時介護している人(障害者のみ世帯または70歳以上の人(もしくは未成年)と障害者のみで構成する世帯が対象 ※減免申請できるのは障害者ひとりにつき、

普通自動車を含めて一台に限ります  
 ※法人名義・リース・営業用(黒ナンバー)の車両は、減免の対象とはなりません  
 ※軽自動車税の減免を受けていると福祉タクシー券は申請できません

## ■構造減免

構造が専ら身体障害者などの利用に供するための構造を有する車両で、車検証の車体の形状欄に「車いす移動車」「身体障害者輸送車」等の記載がある特殊用途軽自動車(8ナンバー車)

## ■公益減免

専ら公益事業の用に供すると認められる車両  
 ※個人名義、リース車両は減免の対象とはなりません

### ▼申請受付期間

納税通知書(5月中旬発送予定)が届いてから、納期限【5月31日(金)】までです。軽自動車税納税通知(原本)・障害者手帳(原本)など・車検証(コピー可)・運転する人の運転免許証(コピー可)・納税義務者の認印・納税義務者の本人確認書類(個人番号カードまたは運転免許証などと個人番号通知カード)をお持ちください。

## 対象となる身体障害の程度

障害の区分		障害の級数(程度)
視覚障害		1級から4級までの各級
聴覚障害		2級および3級
平衡機能障害、音声障害(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)		3級
上肢不自由		1級および2級
下肢不自由	障害のある人が運転する場合	1級から6級までの各級
	生計を一にする人または常時介護する人が運転する場合	1級から3級までの各級
体幹不自由	障害のある人が運転する場合	1級から3級までの各級および5級
	生計を一にする人または常時介護する人が運転する場合	1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害・じん臓機能障害・呼吸器機能障害・ぼうこうまたは直腸機能障害・小腸機能障害		1級および3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害		1級から3級までの各級

※総合(合併)等級の場合は、障害区分ごとに判断します。例えば、「上下肢6級」であっても、これを個別に判断すると下肢7級・上肢7級となる場合は、減免となりません

■軽自動車（四輪以上および三輪）

- ①平成27年3月31日以前に初度検査（新規登録）を受けた車両は、平成27年度以降も改正前の税率のままです。ただし、平成28年度から③に該当し、重課税率になる場合があります
- ②平成27年4月1日以降に初度検査（新規登録）を受けた車両は、平成28年度から改正後の税率になります
- ③毎年4月1日現在で初度検査（新規登録）から13年を経過した車両は、平成28年度から重課税率になります。ただし、動力源または内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車は、重課税率の対象とはなりません。

種 別			揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車		
			①平成27年3月以前に初度検査（新規登録）を受けたもの（改正前税率）	②平成27年4月以後に初度検査（新規登録）を受けたもの（改正後税率）	③初度検査から13年を経過したもの（重課税率）平成28年度から
軽自動車	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	三輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円

■グリーン化特例（軽課税率）

平成29年4月1日から平成31年3月31日までに初度登録（新規登録）を受けた四輪以上および三輪の軽自動車に排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の少ない車両（新車に限る）は、初度登録をした日の属する年度の翌年度分に限り軽自動車税が軽減されます。

種 別			軽減税率（1年限り）		
			75%軽減	50%軽減	25%軽減
軽自動車	乗 用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円

■グリーン化特例の適用となる基準 ※5月1日以降は新元号に読み替えてください

種 別	排ガス性能	燃費性能		特例措置の内容
電気自動車	—	—		おおむね75%軽減
天然ガス自動車	平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準値よりNOx10%低減	—		
ガソリン車（ハイブリット車を含む）	平成17年排ガス規制適合かつ平成17年排ガス基準値NOx75%低減または平成30年排ガス規制に適合かつ平成30年排ガス基準値よりNOx50%低減	乗用車	平成32年度燃費基準+30%達成	おおむね50%軽減
		軽貨物車	平成27年度燃費基準+35%達成	
		乗用車	平成32年度燃費基準+10%達成	おおむね25%軽減
		軽貨物車	平成27年度燃費基準+15%達成	

●原動機付自転車や125cc以上のバイク・小型特殊自動車

種 別	税 額	
原動機付自転車	50cc (0.6kw) 以下のもの（ミニカーを除く）	2,000円
	90cc (0.8kw) 以下のもの	2,000円
	125cc (1kw) 以下のもの	2,400円
	ミニカー 20cc (0.25kw) 超 50cc (0.6kw) 以下のもの	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円
	その他のもの（フォークリフト等）	5,900円
二輪の軽自動車	250cc 以下のもの（側車付のものを含む）	3,600円
二輪の小型自動車	250cc 超のもの	6,000円

# あなただからできること、あなただけができること 消防団員を募集しています

防災危機管理課消防係 ☎888-1111(279)

消防団は、普段は主たる職業等を持つかわら『自分たちのまちは、自分たちで守る』というボランティアの精神により、地域の防災リーダーとして幅広く地域防災や防犯活動の中で重要な役割を担っています。消防団活動のなかで身についたさまざまなスキル(技術)は、自分・家族・地域の皆さんなどの身近な人たちを災害から守ることに役立てることが出来ます。町消防団の入団については、防災危機管理課までお気軽にご相談ください。

## ■消防団員とは？

消防団は消防署と同様に市町村の消防機関であり、その構成員となる消防団員は、消防署の職員と同じ地方公務員となります。しかし消防署の職員が常駐の地方公務員であるのに対し、消防団員は他に職業や学業を持つ非常勤特別職の地方公務員です。また、町消防団には女性部があり、幼児から高齢者を対象とした防火防災教室などの活動も行っています。

- ▼消防団員の処遇：▼制服・活動服などを貸与 ▼公務災害補償あり
- ▼退職報償金制度(5年以上)あり



▲活躍中の女性消防団員の皆さん

## ■消防団のおもな活動

- ▼各種消防訓練・地区の水利点検・放水訓練・出初式・防火防災教室・消防ポンプ取扱い訓練など

## ■消防団員になるには？

- ▼下記①～③の応募条件を満たしている人で入団を希望する人は、防災危機管理課までお問い合わせください
- 応募条件：①町内に在住または通勤・通学している②18歳以上である(学生可)③健康・明朗で活発である
- ▼申込・問い合わせ：防災危機管理課消防係 ☎888-1111(279)

## ■消防団の組織

- ▼町消防団は、消防団長のもと各区域ごとの分団(第1～15分団)、各分団から選出された指導員、女性部により構成されています
- ▼町消防団の事務等は防災危機管理課が行っています



▲男性消防団員によるポンプ操法訓練

## ■分団管轄行政区一覧

分団名	行政区
第1分団	中郷東・中郷西・西郷・阿見台
第2分団	立ノ越・青宿・新町
第3分団	大室・岡崎・廻戸・霞台・曙東・曙南・レイクサイドタウン
第4分団	北・宿・西方
第5分団	中央東・中央西・中央南・中央北・鈴木・富士団地・白鷺団地
第6分団	三区上・三区下・上郷・一区南・一区北
第7分団	二区北・二区南・住吉・一区・本郷

分団名	行政区
第8分団	上本郷・下本郷・中根・シンワ
第9分団	実穀・寺子・上小池・下小池・上長・筑見
第10分団	上吉原・中吉原・下吉原・大砂・福田・新山
第11分団	君島・石川
第12分団	塙・追原・上条
第13分団	飯倉・大形・飯倉二区
第14分団	上島津・下島津・南島津・南平台一丁目・南平台二丁目・南平台三丁目
第15分団	掛馬・竹来

# ごみのポイ捨てや不法投棄をなくしましょう！

## 町内クリーン作戦

（廃棄物対策課(霞クリーンセンター内) ☎889-0091）

### 町内クリーン作戦の実施

町では、環境美化の推進のために、5月と11月に年2回の「町内クリーン作戦」を実施しています。

今年度の第1回「町内クリーン作戦」は、下記のとおり実施しますので、皆さんの積極的な参加をお願いします。当日は行政区長、班長などの指示に従い清掃を行ってください。

▼**期日** 5月26日(日) ※雨天予備日 6月2日(日)

5月は関東地方環境美化運動の一環として5月30日(ごみゼロの日)に近い日曜日に実施しています

▼**作業内容** ▼空き缶・空きビン等のポイ捨てごみの回収▼ごみ集積所の清掃

▼**その他** ▼開始時間は各行政区によって異なります

▼家庭からの一般ごみおよび粗大ごみについては回収しません

▼**平成30年度の実績(2回実施の合計)** ごみの回収量:18.43トン、延べ参加人数:25,452人

### 家庭用使用済み天ぷら油の回収

町家庭排水浄化推進協議会では、霞ヶ浦の水質浄化のために、「家庭用使用済み天ぷら油の回収」を町内クリーン作戦に合わせて、次のとおり実施します。

皆さんの積極的な参加をお願いします。

▼**期日** 5月26日(日) ※雨天予備日 6月2日(日)

▼**回収手順**

①使用済天ぷら油の天かすなどを取り除く

②使用済天ぷら油をペットボトル等に入れる

③行政区が指定した回収場所に油の入ったペットボトル等を持っていく

④使用済天ぷら油を回収缶に移す

⑤空になったペットボトルは、次回の回収用に使用するか、燃えるごみとして処分してください

▼**その他** ▼不純物が多く混入していると、回収できない場合があります▼工業用油は回収しません▼回収した天ぷら油は、にわたりの飼料などに再利用されます

▼**平成30年度の実績(2回実施の合計)** 油の回収量:1,709リットル

### 『緑のカーテン講習会』参加者募集

ご家庭で作る緑のカーテンは、室内の温度を下げる効果があり地球温暖化対策につながります。

町では、アミエコクラブとの共催により緑のカーテンをご家庭で上手に育てる講習会を開催します。

皆さんぜひご参加ください。

▼**日時** 6月1日(土)午前10時から

▼**場所** 中央公民館1階多目的室

▼**募集人数** 30人(定員で締切)

▼**募集期間** 5月7日(火)～24日(金)

▼**申込方法** 下記に電話または直接申し込む

▼**その他** 参加者には苗をプレゼントします。ビニール袋を持参してください

▼**問合せ** 生活環境課 ☎888-1111(251)



▲緑のカーテン

# 子育て支援事業 の取り組み



子ども家庭課 ☎ 888-1111 (117-708)

## 町内の保育施設

保育施設とは、保護者が働いているまたは病気などで保育ができない場合にお子さんを預かり保育するところです。それぞれ開所(園)時間等特色が異なりますので、希望施設を決定する際には事前に見学することをお勧めします。

施設名	施設の種類	所在地	電話番号	定員	保育年齢
中郷保育所	公立保育所	阿見 4002-5	887-3331	150人	生後8週～5歳
南平台保育所		南平台 1-31-6	840-2081	100人	
二区保育所		うずら野 1-29-11	841-2301	115人	
あゆみ保育園	私立保育園	阿見 4958-5	888-3681	150人	生後3か月～5歳
阿見ひかり保育園		曙 247-1	879-5155	120人	生後8週～5歳
さくら保育園		荒川本郷 2033-336	896-3678	160人	
阿見きらり保育園		荒川本郷 1902-1	875-8135	150人	生後8週～5歳
阿見認定こども園	幼保連携型認定こども園	阿見 5205-2	887-7388	180人	生後8週～5歳
認定こども園 ふたば幼稚園	幼稚園型認定こども園	岡崎 3-2-1	887-0055	180人	3歳～5歳
認定こども園 阿見みどり幼稚園		鈴木 25-10	887-7471	280人	
小規模保育園 虹いろキッズ	小規模保育事業所	鈴木 59-4	893-2273	19人	生後3か月～2歳
ニチイキッズ あみ保育室		阿見 3962-6	891-0855	19人	生後8週～2歳
キッズハウスにじ の森 〔H31年4月開所〕	小規模保育事業所	うずら野 1-34-13	845-7654	12人	生後8週～2歳
まるこのおうち	家庭的保育事業所	廻戸 272-3	090-7946-1263	3人	生後6か月～2歳
にこちゃんランド		阿見 246	070-3996-1647	3人	生後6か月～2歳
ふらわぁばすけっと 〔H31年4月開所〕		中央 6-19-28	888-9617	3人	生後6か月～2歳

※認定こども園の定員には、教育(幼稚園)部分を含みます

## 民間託児施設

子どもを預かる時間等は施設で独自に設定しています。申し込みは施設に直接お願いします。

実施場所	託児所・チャーミー(福田 2404-2)
問合せ	☎ 889-4321

### 一時保育事業

保護者の急病・断続的勤務・冠婚葬祭・育児疲れ等の私的理由などで、一時的に保育が困難となる場合に保育施設で一時的に保育する事業です。希望先の保育施設の行事などで受け入れできない場合があります。ご了承ください。

<b>実施場所</b>	公立保育所・私立保育園・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所
<b>対象</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼公立保育所: 町内に住民登録している満1歳以上から就学前までの児童</li> <li>▼私立保育園・幼保連携型認定こども園: 満1歳以上から就学前までの児童(別途条件を設定している場合もあります)</li> <li>▼小規模保育事業所: 生後6か月以上から3歳まで(3歳になる年度の3月31日まで)</li> </ul>
<b>利用料金</b>	児童1人につき1日あたりの料金(食事・おやつ代含む) ▼公立保育所・私立保育園・幼保連携型認定こども園: 2,000円 ※阿見きり保育園 ①生後7か月～1歳: 3,000円 ②2歳以上: 2,000円 ▼小規模保育事業所児童: ①生後6か月～1歳未満: 2,500円 ②1歳以上～3歳: 2,000円
<b>申込方法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼公立保育所                              ▼利用を希望する保育所に電話予約をします(予約は1か月前から可能) ▼初回利用の場合は利用の前に面接が必要です ▼予約がとれたら子ども家庭課に一時保育申込書を提出します</li> <li>▼私立保育園・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所                              ▼各実施場所にお問合せください</li> </ul>
<b>問合せ</b>	各実施場所にお問い合わせください

### 病後児保育事業

病後児保育とは、病気やけがの回復期にある児童について、保育園などの集団生活には適していないが、保護者の仕事や病気・けが・冠婚葬祭等のやむを得ない理由で家庭で看護できない場合に、一時的にお預かりして保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

<b>実施場所</b>	阿見ひかり保育園・さくら保育園・阿見きり保育園
<b>対象</b>	下記の①②のどちらも該当する児童 ①町内に住民登録している児童または実施場所に在籍している児童 ②4月2日時点で1歳に到達している児童
<b>利用料金</b>	児童1人につき2,000円
<b>注意点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼病気やけがの状態によっては、お受けできない場合もありますのでご了承ください</li> <li>▼利用する場合は、事前に病院の受診が必要となります</li> <li>▼病院を受診される前に、実施場所にご確認ください</li> </ul>
<b>問合せ</b>	各実施場所にお問い合わせください ▼阿見ひかり保育園 ☎ 879-5155 ▼さくら保育園 ☎ 896-3678 ▼阿見きり保育園 ☎ 875-8135

### ファミリーサポートセンター

地域の育児に関する相互援助活動により、安心して子どもを育てる環境づくりと、女性の社会参加を支援するため“たすけあいの心”を持った地域の人々の協力により行う、会員方式の有料の福祉サービスです。

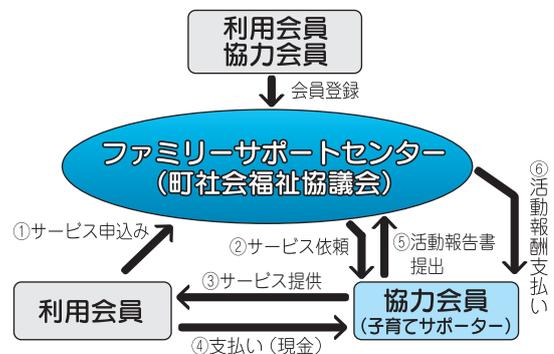
#### ▼サービスの内容

- ① 保育施設の保育開始前・保育終了後の子どもの預かり
- ② 保育施設までの送迎
- ③ 学校の放課後・放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
- ④ 軽度の病気で学校・保育施設に通えない子どもの世話(急性期除く)
- ⑤ 親等が病気・通院の際の子どもの預かり
- ⑥ 親が外出の際の子どもの預かり
- ⑦ 産前・産後の家事援助、乳幼児の世話
- ⑧ その他会員間で行う相互援助活動としてふさわしいサービス

#### ▼利用時間および料金

<b>利用時間</b>	午前7時～午後9時 ※午後7時～9時は要相談
<b>利用料金</b>	1時間あたり400円(子ども1人の場合) ※延長料金は30分未満200円、30分以上は400円となります

▼問合せ: 町社会福祉協議会ファミリーサポートセンター(総合保健福祉会館「さわやかセンター」内) ☎ 887-8124



▲ファミリーサポートセンター利用の流れ

# 申請はお済みですか？ 学生納付特例制度

## 国民年金 学生納付特例制度

国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

### 『学生納付特例制度』とは

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生は一般的に所得が少ないため、国民年金保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。

大学(院)・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・学校教育法で規定される修業年限が1年以上ある各種学校(左記参照)―など(定時制課程、通信課程、一部の海外大学の日本分校を含む)に在学する学生で、本人の所得が一定額(下記参照)以下の人が対象です。

▼各種学校：修業年限が1年以上の課程に在学している人に限ります(私立の各種学校については、都道府県知事の認可を受けた学校に限られます)

### 申請期間の拡大

平成26年4月から制度改正により申請免除などの遡及が可能な期間が、最大で申請日から2年1か月前までとなりました。

### 所得枠

118万円(本人所得)  
▼扶養親族などがある場合：扶養人数×38万円  
▼社会保険料控除などがある場合：控除額―がそれぞれ基準額に加算されます。所得基準以下の人が対象です。

### 申請場所

国保年金課またはうずら出張所で申請できます。申請は毎年必要となります。  
※日本年金機構から『学生納付特例申請書(はがき)』が届

いている人は、必要事項を記入して返送することにより、申請手続きができます

### 持参品

▼学生証(コピー可)または在学期間がわかる在学証明書・年金手帳・印鑑(本人署名の場合不要)

▼本人の所得が町でわからない場合は、前年所得の状況を明らかにすることができ

る書類(所得証明書・源泉徴収票・確定申告書など)の写し  
▼昨年または今年、会社など



### 承認されると

申請年度の4月から3月まで保険料の納付が猶予されます。猶予期間は、基礎年金を受給するための資格期間に含まれますが、年金の受給額には反映されません。満額の年金を受給するため、卒業したら保険料を追納(さかのぼって納付)しましょう。

学生納付特例期間中の事故や病気で障害が残った場合や死亡した場合には、一定の要件を満たしていれば障害基礎年金や遺族基礎年金を請求することができます。

### 土浦年金事務所から

5月の休日開庁日  
日時 5月11日(土)午前9時30分～午後4時  
問合せ 土浦年金事務所  
☎825-1170

# 医療福祉

## ご存じですか？ 医療福祉費(マル福)制度

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111 (134・135)

**町**に住所があり、各種健康保険に加入していて、左記の対象になる人に対し、保険診療となる医療費(※)を助成する制度です。4月1日から、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人も重度心身障害者の対象になります。本人、配偶者または扶養義務者について所得制限があり(小児を除く)、基準を超えた人は対象から除かれます。また、生活保護を受けている人も対象外です。

※柔道整復師等による各種健康保険の適用となる施術も含まれます

### ■対象となる人

- **小児**
    - ▼ 0歳～18歳の誕生日以後、最初の3月31日まで
  - **重度心身障害者**
    - ▼ 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人
    - ▼ 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうもしくは直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能障害により、身体障害者手帳3級の交付を受けている人
    - ▼ 療育手帳(判定A以上)の交付を受けている人
    - ▼ 療育手帳(判定B)および身体障害者手帳3級の両方の交付を受けている人
    - ▼ 特別児童扶養手当1級の支給対象の人
    - ▼ 障害基礎年金1級に該当する障害年金を受給している人
    - ▼ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
- ※65歳以上75歳未満の人は、後期高齢者医療制度へ

### ■加入が要件となります

- **母子(父子)家庭**
  - ▼ 配偶者のいない女性(男性)とその子(現に監護している場合のみ。子の18歳の誕生日以後、最初の3月31日まで。子が障害児または高校在学中の場合は20歳未満【要件あり】)
- **妊産婦**
  - ▼ 母子保健法に基づく妊娠の届出をした人(妊娠届出月の初日から出産月の翌月の末日まで)

### ■マル福の申請

国保年金課窓口へ左記のものを持参し申請してください。該当の場合マル福受給者証を交付します。なお年に1回更新があります(妊産婦を除く)。

● **持参するもの**

- ▼ 本人確認書類(運転免許証等)
- ▼ 健康保険証
- ▼ 印鑑
- ▼ 18歳までの人は保護者の金融機関の口座番号のわかるもの
- ▼ 重

度心身障害者に該当の人は身体障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当証書・障害年金証書・精神障害者保健福祉手帳等

▼ **妊産婦に該当の人は**母子健康手帳・妊産婦本人名義の金融機関の口座番号のわかるもの

▼ **転入等により、町で所得の確認ができない人は**住民税課税証明書等(源泉徴収票不可)

※住民税課税証明書等は『総所得・扶養人数・所得控除』の記載されたものです。対象者により必要な年度が異なりますので、係までお問い合わせください

● **県内の病院にかかる場合**  
健康保険証等とマル福受給者証を医療機関等の窓口に提示してください。

● **窓口での自己負担**  
▼ **外来の場合**：医療機関ごとに1日600円、月2回を限度に自己負担となります。保険薬局での調剤にかかる自己負担はありません

▼ **入院の場合**：1日300円、月3000円を限度に自己負担となります。入院時の食事代(標準負担額)は自己負担となります

▼ **重度心身障害者のマル福に**

該当する人は自己負担金はありません

### ●町からの助成

18歳までの人は、医療機関の窓口で支払った外来および入院自己負担金を町が独自に助成します。外来自己負担金が600円未満の場合には、外来自己負担金支給の申請をしてください。

※妊産婦の人は医療機関へのかかり方などがほかの対象者と異なりますので、詳しくはお問い合わせください

### ■県外の病院にかかる場合

マル福受給者証は、県外の診療には使用できません。県外で診療を受けたときは、国保年金課窓口で医療福祉費支給の申請をしてください。後日指定口座に振り込みます。

### ■いろいろな届出

- ▼ 左記のような時には、国保年金課窓口に出届が必要になります。
- ▼ 住所や氏名が変わったとき
- ▼ 健康保険証が変わったとき
- ▼ 身体障害者手帳・療育手帳・障害年金・精神障害者保健福祉手帳の等級や判定に変更があったとき
- ▼ 交通事故等の第三者行為で病院にかかるとき

# 知って安心！介護保険 地域密着型サービス

# 介護 保険

高齢福祉課介護支援係 ☎ 888-1111 (144)

## サービスの概要

地域密着型サービスは、認知症高齢者・独居高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が介護の必要な状態となっても、住み慣れた自宅や地域でできる限り生活が続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。

## サービスの主な特徴

- ▽ 地域密着型サービス事業所の指定および指導・監督は、市町村が行います
- ▽ 地域密着型サービスの利用者は、原則として事業所が所在する市町村の住民（介護保険の被保険者）のみとなります
- ▽ 利用者の家族や地域の代表者が参加する運営推進会議において、運営状況の報告や意見交換などが行われ、より良い生活が送れるよう話し合いが行われます。運営推進会議は2か月に1回以上、定期的に開催されています。

## 主なサービスの種類

### 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が共同生活を営む住居（グループホーム）で食事・入浴などの介護や支援を受けることができます。

要介護1～5の人、要支援2の人が利用できます（要支援1の人は利用できません）。家庭的な雰囲気の中で1ユニット9人以下の少人数での共同生活を営みます。グループホームでは自分でできることは自分で行い、季節の行事やレクリエーション、地域の行事への参加など、さまざまな催しが行われます。町では5事業所（表1：①～⑤）が整備されています。

### 小規模多機能型居宅介護

小規模の住宅型の施設で『通い』を中心としながら『訪問』や『宿泊』などを組み合わせ、食事・入浴などの介護サービスが受けられます。

要介護1～5の人、要支援1・2の人が利用できます。『通い』『訪問』『宿泊』等のサービスを利用するときに同じ施設、なじみのスタッフ

による対応ができるので、継続性のあるサービスを受けることができます。

町では、2事業所（表1：⑥⑦）が整備されています。

### 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービス

サービスです。介護と医療それぞれのサービスが必要な人がサービスを受けることができます。要介護1～5の人が利用できます（要支援1・要支援2の人は利用できません）。町では7月から1事業所（表1：⑧）が開始予定です。

表 1: 町内の地域密着型サービス提供事業所

種類	事業所名	所在地 電話番号	定員
グループホーム	①阿見ケアコミュニティそよ風	うずら野 4-24-5 ☎843-7130	18人
	②グループホームすみれ	岡崎 2-8-19 ☎887-0086	9人
	③グループホームつくし	曙 176-3 ☎887-2823	18人
	④グループホームわかぐり	鈴木 136-3 ☎891-2300	18人
	⑤グループホーム阿見	若栗 2957-5 ☎889-2767	18人
小規模多機能型居宅介護	⑥小規模多機能型居宅介護すみれ	岡崎 2-8-19 ☎875-4102	25人
	⑦小規模多機能型居宅介護事業所優愛	中央 5-19-20 ☎893-2588	29人
看護小規模多機能型居宅介護	⑧看護小規模多機能型居宅介護さくらす ※ 7月1日開始予定	荒川本郷 1854-21	29人

## 『こころの体温計』であなたのこころの状態をチェックしてみましょう！

町では広く町民の皆さんに「こころの健康」に関心を持っていただき、メンタルヘルスに関する問題の早期発見・早期治療を推進するため、「こころの体温計」のサービスを提供しています。

特に春は新しい生活のスタートを迎える人が多く、大きく生活環境が変わることで、ストレスを感じやすい時期でもあります。

「こころの体温計」で自分のこころの状態をチェックして、深刻な状態になる前に早めの対処を心がけましょう。

### ■『こころの体温計』とは

パソコンや携帯電話を利用して気軽にメンタルヘルスチェックができるシステムです。健康状態・人間関係・住環境などに関するいくつかの質問に回答していただくと、水槽の中で泳ぐ赤や黒の金魚・猫など複数のキャラクターが登場し、あなたのストレス度や落ち込み度を表示します。



### ■利用方法

パソコン、スマートフォン・携帯電話等から下記の方法でご利用いただけます。

- ▼パソコンで利用する場合: **ホームページ** (<https://fishbowlindex.jp/ami/>) からご利用ください
  - ▼スマートフォン・携帯電話等で利用する場合: 右記二次元コードからご利用ください
- ※町ホームページからもご利用いただけます



二次元コード▶

## 昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性の皆さんへ 2022 年 3 月 31 日まで風しんの予防接種が無料で受けられます！

2018 年 7 月以降、関東地方を中心に風しんの患者数が増加しており、30～50 代の男性が患者の中心となっています。

早急に風しんの発生およびまん延を予防する必要があるため、過去に風しんの予防接種を受ける機会が与えられず、抗体が十分ではない人が一定数存在している昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性に、予防接種法に基づいた風しんの定期予防接種が 2022 年 3 月 31 日までの間実施されることになりました。

### ■受診方法

まず抗体検査を受け、その結果、十分な量の風しん抗体がない人は、風しんの予防接種を受けることになります。対象となる男性には、クーポン券※)を発行いたします。クーポン券を利用することで、抗体検査及び予防接種を無料で受けることができます。

※ 2019 年度は昭和 47 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性に送付しています。昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性で、抗体検査・予防接種を希望される人はクーポン券を発行いたしますので、健康づくり課までご連絡ください

### 風しんの感染を防ぎましょう！

風しんは、感染者の飛まつ(唾液のしぶき)などによって他の人にうつる、感染力が強い感染症です。大人になって感染すると無症状～軽症のことが多いですが、まれに重篤な合併症を併発することがあります。また、妊娠早期の妊婦が風しんに感染すると、赤ちゃんが先天性風しん症候群(眼や耳、心臓に障害が出ること)になる可能性があります。社会全体が免疫を持ち、感染の拡大を防ぐことがとても重要です

うるおいある街並みに！

# 生垣設置の助成制度



都市計画課 ☎888-1111 (233)

## 生垣設置の助成

### 生垣設置の助成

町では、町景観条例第9条に基づき、潤いある街並みと安全な生活環境を確保するため、町が費用の一部を負担して生垣の設置を奨励しています。

生垣は、街並みに潤いを与えるとともに、風通しを良くし、居住性を高めます。また、ブロック塀を生垣にすることで倒壊を防ぎ、地震被害を予防することもできます。

### 補助の対象区域

▼町全域

### 補助を受けられる人

▼土地の所有者または生垣の設置に権限を有する人

### 補助対象となる生垣

▼新たに生垣を設置する場合  
▼既存のブロック塀等を撤去して生垣にする場合

### 補助を受けられない生垣

▼国または地方公共団体の所有または管理に属する土地に設置されるもの  
▼建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされる敷地に設置されるもの

## 補助額の基準

補助対象となる生垣設置に対する補助の限度額	新たに生垣を設置する場合	1m当たり 5,000円
	ブロック塀等の撤去を伴う場合	1m当たり 7,500円
補助率	生垣設置に要する経費(※)の2分の1 (ブロック塀等の撤去を伴う場合はその経費も含む)	
補助限度額	175,000円 (角地の2辺に設置する場合は350,000円)	

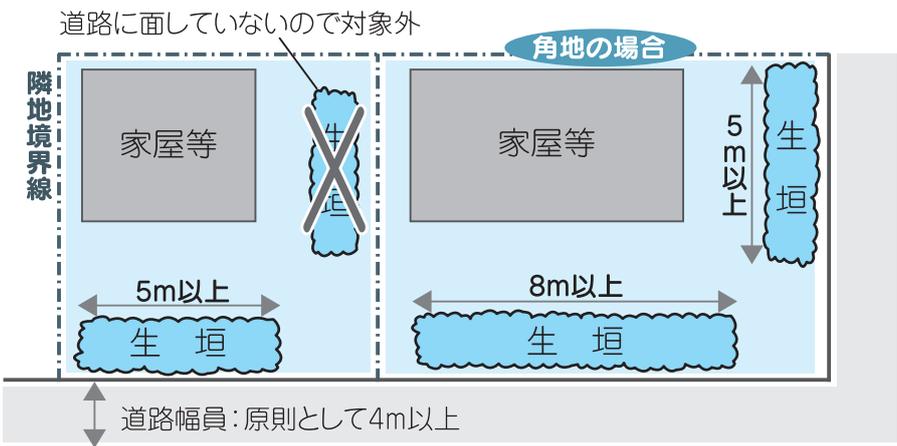
※生垣設置に要する経費とは、植手間・樹木・垣・支柱等を言います

▼条例による補助金の交付を受けて生垣を設置した敷地または緑化した敷地に、再び設置されるもの  
▼不動産の販売を目的として設置されるもの  
▼ほかの法令等の規定により、補助または補償を受けたもの

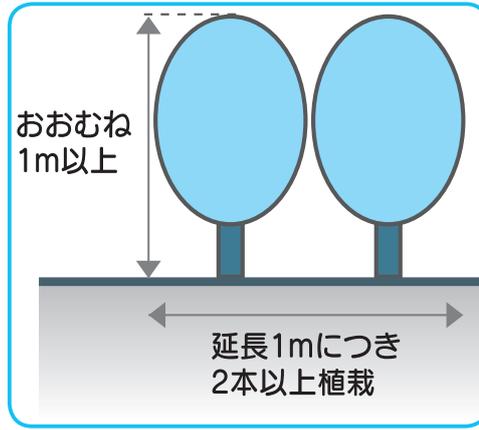
## 補助の条件

### 生垣の長さなど

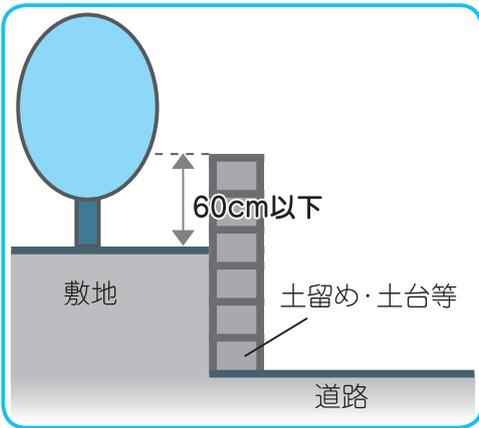
▼道路に面して設置されるもので、総延長5m以上であるもの  
※角地の2辺に設置されるものは、長辺の生垣の延長が8m以上かつ短辺の延長が5m以上必要



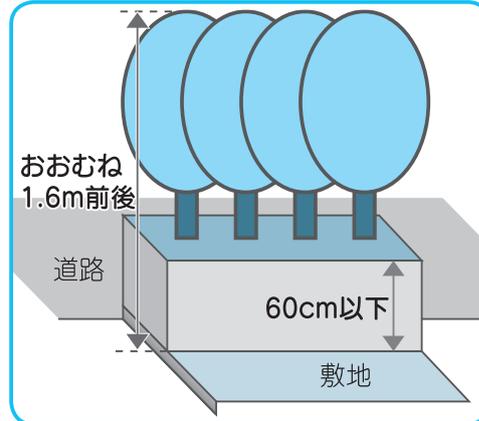
▼生垣設置の例



▼生垣の高さなど  
樹木の高さがおおむね1m以上のもの（成長したときの高さではなく、植えたときの高さ）  
延長1mにつき、2本以上植栽されるもの



▼ブロック塀等の内側に樹木を設置する場合は、当該ブロック塀等の高さが敷地面から60cm以下であるもの



▼コンクリートブロック等を使用して基礎（植樹ますなど）の上に設置される場合は、基礎の高さが敷地面から60cm以下のもの

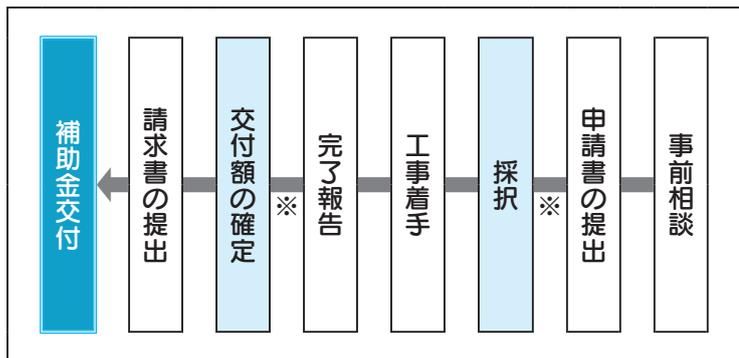
※設置から5年間は保全に努め、生垣として活用していただきます



申請方法  
生垣を設置する前に、都市計画課に事前相談のうえ、生垣設置奨励補助金の交付申請をしてください（ブロック塀等の撤去を伴う場合は、ブロック塀等を取り壊す前に申請が必要となります）。  
設置後の申請は補助を受けることができません。

申請手続き

- 当制度の詳しい手引きを都市計画課窓口にご用意しています
- 町ホームページにも掲載しています  
▼<http://www.town.ami.lg.jp/0000000988.html>
- まずはお気軽にご相談ください  
都市計画課 ☎888-1111 (233)



※採択前と完了報告後には、担当者が生垣設置場所まで現地調査にうかがいます

申請の流れ

# 木造住宅の耐震診断費・ 耐震改修費を支援します



都市計画課 ☎888-1111 (232)

昭和56年(1981年)5月31日以前に着工し、建築された建築物は、建築基準法改正による新耐震設計以前の旧耐震設計基準で建築されたものが多く、十分な耐震性が確保されていない場合があります。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本大地震などで、大きな被害を受けた建物のほとんどが、昭和56年5月以前に建築された旧耐震設計基準による木造住宅でありました。地震による住宅の倒壊等の被害を防ぎ、災害に強いまちづくりを促進するため、町では一定の要件のもとで補助金を交付します。

## 補助概要

### 補助対象建築物

- ▼町内に現に存する住宅で、所有者自ら居住している木造住宅であること
  - ▼昭和56年5月31日以前に工事を着工した木造住宅、または昭和56年5月31日以前の建築基準法に基づく耐震基準で建築された木造住宅であること
  - ▼在来軸組構法または枠組壁工法による、2階建以下の木造住宅であること
  - ▼延べ床面積が30㎡以上であること
  - ▼併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が全体の床面積の2分の1以上であること
- ※上記のほかにも、要件があります。詳細は、都市計画課までお問い合わせください

### 補助対象者

上記の木造住宅を居住することを目的に所有し、現にその木造住宅に居住している町内在住者で、町税等を滞納していない人。

### 支援の内容

区分	内容
①耐震診断	茨城県木造住宅耐震士認定者名簿に登録された「耐震診断士」を派遣し、住宅の耐震診断を行い、「耐震補強の必要性の有無」を判定します
②耐震補強設計	耐震診断の結果、上部構造評点(※)が1.0未満の場合に、具体的な改修工事の計画を行うものです
③耐震改修工事	耐震補強設計に基づき、基礎や壁の補強などの改修工事を行うものです

※大地震の際に建築物に必要とされる耐力(必要耐力)と実際に保有している耐力(保有耐力)の比較より導き出される評価点  
 ※②③の補助申請は、単独では受け付けません

### 補助金額等

	①耐震診断	②耐震補強設計	③耐震改修工事	留意事項
補助金額	無料診断	限度額10万円	限度額40万円	※予定件数に達し次第、受付を終了します。ご了承ください
補助率	100%	66.6%	23%	
予定件数	5件	5件	5件	

### 募集期間

①6月3日(月)～7月5日(金)まで②③6月3日(月)～11月29日(金)まで ※いずれも土・日・祝日を除く

### 申請方法

所定の申込み用紙に必要事項を記入し、都市計画課窓口でお申し込ください。制度の詳細な内容については、パンフレットや町ホームページでご覧いただけますが、まずは都市計画課へご相談ください。

### 耐震診断・改修工事のトラブルにご注意ください！！

「無料で耐震診断します」などの勧誘や工事契約を迫る「点検商法」の被害が多発しています。

- ▼町の職員や木造住宅耐震診断士が直接訪問して耐震診断を勧めることはありません
- ▼木造住宅耐震診断士は「認定証」を必ず携帯しています

# 消費者コーナー

『くらしの注意報！ ～安全で快適なくらしのために～』

## 2019年度・第1回

消費者問題のご相談は、お気軽に下記まで！



### 平成 30 年度の消費生活相談状況

▼平成 30 年度の相談受付件数:512 件

▼契約者の性別 男:187 件 女:315 件 その他(不明・団体企業):10 件

▼契約者の年齢

(単位:件)

10 歳代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳	80 歳以上	その他	計
5	24	24	46	75	150	114	59	15	512

▼相談件数が多かった主な相談内容

順位	事例	件数	相談内容・対策
1	架空請求	187	Q. ▼葉書(166 件):総合消費料金未納分訴訟最終通知と書かれた葉書が届いた ▼メール(21 件):有料動画料金未納という SMS がスマホに届いた
			A. 電話をかけると利用料金を払うように言われたり、個人情報を聞かれたりします。「コンビニで電子マネーを買って支払って」は詐欺です!! 葉書やメールにある電話番号には電話をかけないでください
2	火災保険利用の 屋根雨樋修理	18	Q. 自然災害で屋根や雨樋が壊れた場合は火災保険を利用して無料で修理ができる、保険金額の 30% の手数料でその手続きのサポートをすると勧誘された
			A. 自然災害の場合、保険金を利用して修理可能な場合もありますが、契約内容をよく確認してください。必ず自分で保険会社に問合せをしてください
3	多重債務	11	Q. 消費者金融数社からお金を借りたが返済できない
			A. 債務整理のために消費生活センターで協力弁護士をご紹介します

### 消費生活センターってどんなところ? どこにあるの?

消費生活センターは、消費生活に関する相談を受け付ける相談窓口です。町役場の 1 階にあり、消費者と事業者間で発生したトラブルを公正な立場で対応し問題解決にむけて助言やあっせんを行います。

相談は来所または電話で受け付けています。また、啓発活動の一環として「出前講座」も行っています。

※相談料無料・秘密厳守です



### 5 月は消費者月間です!

今年度のテーマは 『ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない 2019～』

問い合わせ:▼町消費生活センター ☎888-1871(ファクシミリ兼用/月~金 曜日の午前 9 時~午後 4 時 ※土・日・祝日は消費者ホットライン ☎188 へ)  
▼商工観光課 ☎888-1111(171)



# 紹介します！

## 農業委員・農地利用最適化推進委員

農業委員会事務局 ☎888-1111 (186)

### 新たに農業委員・農地利用最適化推進委員が決まりました

3月31日をもって前委員が任期満了を迎え、4月1日から新たに農業委員が町から10人任命されました。また、新たに農地利用最適化推進委員として10人が農業委員会会長から委嘱されました。

#### 農業委員

- ▼ 農業委員は議会の同意を得て町長から任命されます
- ▼ 委員定数の過半数は認定農業者となっています
- ▼ 農地法等の権限事務について審査および決定を行います
- ▼ 4月2日に開催された臨時総会において、会長に山崎久司氏、会長職務代理者に青山和泉氏が選出されました
- 定数: 10人
- 任期: 4月1日～2022年3月31日



下吉原  
青山 和泉



君島  
浅野 敬司



飯倉  
小泉 治久



大形  
島田 辰男



本郷  
長谷川 義洋



一区  
藤平 清子



上島津  
柳生 利幸



君島  
山崎 久司



中央南  
横張 清彦



中吉原  
吉田 和嗣

#### 農地利用最適化推進委員

- ▼ 農地利用最適化推進委員は、農業委員会会長から委嘱されます
- ▼ 農地等の利用の最適化を推進するため、担当地域で担い手農家への農地集積、耕作放棄地の発生防止・解消等を行い、農地の有効利用を図ります
- 定数: 10人
- 任期: 4月1日～2022年3月31日



上本郷  
大塚 康夫



上小池  
小見川 清



上条  
栗山 繁



三区上  
小松崎 秀昭



上島津  
諏訪原 早苗



廻戸  
野口 裕司



下小池  
福岡 みつ子



君島  
山崎 明



竹来  
吉田 一男



大形  
渡邊 通

# 予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間：月曜日を除く午前9時～午後5時

## 『第52回予科練戦没者慰霊祭』の一般開放と参加申込（主催：公益財団法人海原会）

今年も予科練戦没者慰霊祭式典（主催：公益財団法人海原会）が一般に開放されます。主催の公益財団法人海原会では町民の皆さまに慰霊祭式典を開放することにより、予科練に対する正しい理解を深めてもらい、戦没者慰霊祭の真の姿を認識してもらいたいという考えのもと、下記のとおり慰霊祭を一般に開放して開催します。

なお、当日の式典会場への入場口は、陸上自衛隊土浦駐屯地の正門ではなく、予科練平和記念館側の出入口を使用します。車でお越しの場合は予科練平和記念館の臨時駐車場をご利用ください。（下図参照）

※公益財団法人海原会とは・・・予科練出身者の慰霊行事・遺書・遺影等を保管・公開して史実を正しく後世に伝承するために活動している団体です

- ▼期 日：6月2日(日) ※雨天決行
- ▼時 間：午前11時～午後0時10分（入場開始9時30分から）※10時55分に会場上空に飛行機が飛来し慰霊飛行が行われます
- ▼場 所：陸上自衛隊土浦駐屯地武器学校内『雄翔園』（青宿121-1）
- ▼その他：事前申込不要・参加料無料 ※式典終了後に行われる直会（食事会・懇親会）については参加料・事前申込が必要となります。下記へご連絡ください
- ▼その他：式典当日は予科練平和記念館を無料開放します
- ▼問合せ：公益財団法人海原会事務局  
☎03-3768-3351



## 『七十年目の奇蹟 見えてきた兄の最期乙飛十八期山岸啓祐海軍少尉実弟 山岸修次氏所蔵遺品展』開催

- ▼期 日：6月2日(日)まで ※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館
- ▼時 間：午前9時30分～午後4時30分（最終入館は午後4時まで）
- ▼場 所：予科練平和記念館となり、陸上自衛隊土浦駐屯地武器学校内の「雄翔館」特別展示コーナー  
※雄翔館への入場は土浦駐屯地正門ではなく予科練平和記念館側通用門から徒歩でお願いします。また、駐車場は予科練平和記念館の駐車場をご利用ください（観覧料無料）
- ▼内 容：戦後70年以上の年月を経て明らかになった乙種第18期飛行予科練習生出身の山岸啓祐海軍少尉の手紙と最期の様子。そしてご遺族の思いをご遺品や写真、映像を展示することでご紹介します
- ▼主 催：公益財団法人海原会 ☎03-3768-3351

## 『予科練平和記念館収蔵資料展』開催

昨年度に引き続き、予科練平和記念館にご寄贈いただいた多くの資料の中から、いまだ展示されていないものを中心とした収蔵資料展を開催します。

- ▼期 日：5月28日(火)～9月1日(日)まで ※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館
- ▼時 間：午前9時～午後5時（入館は4時まで）
- ▼場 所：予科練平和記念館 20世紀ホール
- ▼観覧料：常設展チケットでご覧いただけます

# 阿見町の文化財・文学紹介

## 5月号

生涯学習課（中央公民館内） ☎888-2526

### 文学紹介「俳人 渡邊香墨（こうぼく）」

正岡子規は渡邊香墨（写真）より1年年少ですが、俳句の師として香墨の人生に多大の影響を与えました。子規と香墨の接点は明治27年（1894）の初対面から子規の死の明治35年（1902）のわずか8年でした。



正岡子規が没した時、香墨は台湾赴任中でした。その年「ホトトギス」第6巻第4号は子規追悼集として企画され、香墨も「六年有餘」を投稿し、その文末には万感を込めて子規に捧げた次の一句が掲載されています。

秋の部に子規忌加わる恨みかな

引用元：平成31年刊行「阿見町が生んだ俳人 渡邊香墨（渡邊光夫著）」27ページ

### お知らせ「文芸あみ」を始めます！

平成24年に刊行された「阿見町が生んだ作家下村千秋の世界」に続き、このたび「阿見町が生んだ俳人 渡邊香墨」が刊行されました。



これを記念して、町民の皆さんをはじめ多くの皆さんから広く作品を募集し、優秀な作品を本紙面でご紹介しながら、阿見の文学活動をさらに振興していきたいと思えます。

▼募集ジャンル 俳句、短歌、川柳、等

▼募集方法 住所・氏名・年齢・電話番号・作品制作時の思いや状況・発表する際の名前（ペンネーム等）を記載し、左記へ郵送・直接持参・ファクシミリのいずれかで申し込む  
※随時受付、様式は自由、個人情報厳守します

▼申込先 〒30001033 阿見町若栗 1886-1 生涯学習課（中央公民館）文化財係 ☎888-2526 ■888-0032

### 団体紹介「獅子頭彫刻研究会」

中央公民館で、毎週土曜日の午後1時30分から、和気あいあいと作品を彫っています。作品が完成したときの達成感は何の何にも替え難いものです。

※入会ご希望の人は、文化協会会員、または文化協会事務局（生涯学習課 ☎888-2526）にご連絡ください。

また、文化協会には1人から加入できます。いつでも、お気軽にお問い合わせください。皆さんのご参加を心よりお待ちしております。



### 文化財紹介「西光寺」

吉原山西光寺は、平安時代の武将、鎌倉権五郎景政が開基とされており、当初桂村（現牛久市桂町）にあった菩提寺の西福寺が景政敗残の時に兵火で焼かれ、中吉原に移転したと伝えられています（鎌倉権五郎景政は吾妻鑑に記載されており、源義家に従い後三年の役で活躍しました）。明治7年（1874）に再度本堂以下を焼失し、現在西光寺が座している場所にあった真言宗玉泉寺を譲り受けて再建されました。当寺に伝わる木造薬師如来坐像（写真）は、中吉原にあった医王寺（廢寺）伝来と伝えられます。

鎌倉時代初期の制作と推定され、玉眼（目を水晶で表す技法）を取り入れた比較的早い時期の作例と考えられます。現在は左手に薬壺をもつ薬師如来ですが、もともとは観音、勢至菩薩像を従えた阿弥陀三尊像だったと推定されます。

端正な顔、姿をもつ優品で、県指定文化財となっています。



〈広告欄〉

当社のサロニック・三層等の施工実績が豊富です。

### 「太陽光発電システム」

家の耐震等が心配という方には、当社のホームウェル耐震診断士が無料でアドバイスさせていただきます。

土台と梁、桁、柱を優れた構造用下地材で固定するため応力が分散し、高い安定した構造耐力が得られます！！

●新築住宅に関する事は **美都住建** 検索

もっと楽しく快適に！

### リフォームしませんか？

リフォームアドバイザーが親切・丁寧に対応させていただきます。

Before → After

屋根 外壁 水廻り 外構...etc

美都和 検索

建築業知事免許（般-29）第22375号 【本社】阿見町実穀 1283-10  
**（株）美都住建** TEL.029-842-1796  
 【陶板浴和】阿見町中央 1-5-32

茨城県知事免許（5）第5548号  
**（有）美都和** 阿見町中央 1-5-32  
 TEL.029-891-2200

インフォメーション

**お知らせ**  
水道事業に関する「水質検査計画」策定

町では、水道事業に関する「2019年度水質検査計画」を策定し、ホームページに掲載しました。当計画は、水質検査の項目や検査方法等の水質管理基準を定めたものであり、安全・安心な水道水の供給を目的に策定しています。詳細は左記までお問い合わせください。

■ 上下水道課(町水道事務所内)  
☎889-5151

■ <http://www.town.ami.lg.jp/000000570.html>

**お知らせ**  
自治金融支援制度の切り替え

中小企業の金融円滑化を図るため、町自治金融の利用事業者に対して利子補給金を交付してきましたが、日銀による金融緩和政策が長期化していることから、9月に現行の利子補給制度から信用保証料補給制度へ切り替えます。なお、切り替え前に融資を受けている場合は、引き続き利子補給金を交付します。

■ 商工観光課 ☎888-1111(172)

**募集**  
「就職カレッジ」開催

▼ 期日 ① 5月14日(火)・21日(火)・27日(月) ② 5月17日(金)・24日(金)・31日(金)

▼ 時間 午前9時30分～午後4時30分

▼ 場所 ① ジョブカフェいばらき(水戸市三の丸) ② 土浦市亀城プラザ(土浦市中央)

▼ 対象 15歳～40歳代前半の求職者で全日程参加できる人 ※働いている人・学生も可

▼ 募集人数 各回20人(定員で締切)

▼ 申込方法 電話またはメールで左記に申し込む

▼ その他 ▼ 参加無料 ▼ 「求職活動証明」を発行します

■ 特定非営利活動法人雇用人材協会 ☎029-1300-1738(土・日・祝日を除く)

午前9時～午後6時

■ [s-college@koyou-jinzai.org](mailto:s-college@koyou-jinzai.org)

**イベント**  
阿見棋友会から「さわやか将棋大会」参加者募集

▼ 日時 5月12日(日) ▼ 受付: 午前9時から ▼ 対局: 10時から ▼ 解散 午後4時

▼ 場所 中央公民館2階和室

▼ 参加料 ▼ 一般: 1500円 ▼ 会員: 1000円 ▼ 中学生以下: 600円(食事代含む)

■ 阿見棋友会 野口 ☎887-6581

ふるさと納税返礼品の出品事業者を募集します！ ふるさと納税返礼品提供事業者説明会開催

町では、ふるさと納税への積極的な対応を行うため、寄附者に対する「返礼品」を出品していただける事業者を募集します。つきましては、出品参加をご検討いただくにあたり、ふるさと納税制度についてご理解をいただくため「返礼品提供事業者説明会」を開催します。

町ならではの返礼品の充実と町の魅力発信にご協力いただける事業者の皆さんのご参加をお待ちしています。

▼ 期日: 5月20日(月) 午後6時30分～8時

▼ 場所: 役場3階301会議室

▼ 内容: 制度の概要・事業スケジュール・必要な手続き等の説明

▼ 返礼品の対象: ▼ 商品または原材料の製造が町内で行われているもの

▼ 商品の加工工程のうち主要な部分を町内で行っているもの

▼ 町内において提供されるサービス等

※ただし、電気・電子機器や家具などの資産性の高いものや、その他国の通達に反するものは取扱いできません

▼ その他: 事前申込不要・参加料無料

■ 政策秘書課 ☎888-1111(736)

〈広告欄〉



**阿見みどり幼稚園**  
〈未就園児教室のご案内〉

来年就園予定の年少・3歳児 (H28.4.2～29.4.1生)  
年中・4歳児 (H27.4.2～28.4.1生)

☆みどり幼稚園で先生やお友達と楽しく過ごしましょう！

※お問い合わせ頂いた方には、ご案内状を送付させていただきます。

5月～7月で開催予定！  
参加費用は無料です。



☆阿見町鈴木 25-10 ☎887-7471 ☆

# インフォメーション

## 募集 健康づくり課から①・②

① **食生活改善推進員（ヘルスマイト）養成講習会受講者募集**  
 町では食生活改善推進員養成講習会を開催し、地域や町のイベント等で食生活改善推進員（ヘルスマイト）としてボランティア活動ができる人を募集します。食と健康に興味のある人ぜひご応募ください。

▼期日 6月20日（木）・7月17日（水）・8月7日（水）・9月12日（木）・10月4日（金）・11月12日（火）・12月18日（水）・2020年1月17日（金）

▼時間 午前9時30分～午後1時

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼内容 食生活や運動に関する講話や調理実習・運動実技

▼対象 次のすべてを満たす人  
 ▼20歳～おおむね65歳くらい  
 ▼町内在住  
 ▼食生活について強い関心がある  
 ▼修了後は、食生活改善推進員としてボランティア活動ができる  
 ▼全日程8回のうち5回以上出席できる ※以前に養成講習会を修了した人でボランティア活

動を希望する人は下記へご連絡ください

▼募集人数 30人（応募者多数のときは抽選）

▼参加料 無料

▼申込期間 5月31日（金）まで ※土・日・祝日を除く

▼申込方法 電話または直接下記に申し込む

② **「あみ健康づくりプラン21」推進委員募集**  
 町の健康増進計画である『あみ健康づくりプラン21』の計画の進行管理などについて、意見をいただく委員の一部を町民の皆さんから公募します。

▼任期 2年間（委嘱日）2021年3月）

▼職務 当該委員会の会議に出席し計画推進の協議・検討を行う。公募により選出された委員のほか学識経験者・医療関係者等を含む20人以内で構成

▼報酬等 条例で定める額（報酬日額5300円、費用弁償700円） ※会議出席ごとに支払い

▼募集人数 若干名

▼応募条件 次の要件をすべて満たす人  
 ▼町内在住で20歳以上  
 ▼平日の日の中の会議に出席できる（年1～2回程度を予定）  
 ▼町におけるほかの審議会等の委員に選任されていない

▼応募方法 5月24日（金）（必

### 阿見町議会報告会を開催します

阿見町議会では、阿見町議会基本条例に基づき、議会報告会を開催します。

議会報告会は、町民に開かれた議会を目指して、議会の活動状況や議会に関する情報を町民の皆さんにお伝えし、ご意見を伺います。

申し込みは不要ですので、お気軽にお越しください。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

▼期日 5月12日（日）

▼時間 午前10時～正午

▼場所 かすみ公民館2階会議室

▼内容 3月定例会で審議された内容をご報告します

■ 議会事務局 ☎888-1111 (330)

着）までに、住所・氏名・年齢・性別・電話番号・職業を記載のうえ、町の健康づくりについての意見や応募動機を800字程度にまとめた作文（様式自由）を郵送またはメールで左記に提出してください。提出書類の返却はしません。

▼選考方法 書類選考 ※町民の幅広い意見を反映させるため、年齢・性別等に偏りがないように配慮します。なお委員として選ばれた人は、氏名を公表させていただきます

〒300-0103 31阿見町阿見4671-1健康づくり課（総合保健福祉会館内）

☎888-2940

kenkozukurika-ofc@town.ami.lg.jp

### 募集 家族介護支援事業「救急蘇生法・AED講習」参加者募集

▼日時 5月24日（金）午後1時30分～4時30分

▼場所 阿見消防署

▼内容 救急蘇生法（普通救命講習・AED講習）

▼講師 阿見消防署員他

▼対象 町内在住・在勤の人

▼参加料 無料

▼申込期間 5月20日（月）まで ※土・日・祝日を除く

▼申込方法 電話で左記に申し込む

■ 町地域包括支援センター ☎887-8124

〈広告欄〉

**豊** 新豊 表替 裏返し  
 見積り無料 家具移動無料 当日納品  
 創業80年 一級技能士 品質管理者  
**(有) 鈴木豊材料店**  
 土浦市小岩田東2-2-1 工場 土浦市小松3-12-38  
 tel 029-821-0706 tel 029-821-5997  
 fax 029-822-0714

住まいに関わる事ならお任せ下さい

新築不動産  
 小修理から増築リノベーション  
 町の小さな雑貨屋さん

株式会社 ネロ・デザイン  
 〒300-0332 稲敷郡阿見町中央4-8-19 ウイングテナント中央102  
 TEL. 029-888-6119 FAX. 029-887-4510  
 http://www.nellogdesign-iecoco.com/



**お知らせ** 個人住民税(町県民税)の証明書の交付開始時期について

平成31年度の個人住民税の課税(非課税)証明書(平成30年中の所得の証明書)は6月13日(木)から交付開始予定です。ただし、個人住民税が全額給与から特別徴収(天引き)対象となっている人の課税(非課税)証明書および非課税となっている人の非課税証明書は5月15日(水)から交付開始予定です。

なお、昨年中に収入のなかった人、遺族年金・障害者年金・失業保険等の非課税所得のみの人や、町内在住以外の人の扶養となっている人も非課税証明書の交付を受けるためには住民税の申告が必要です。住民税申告書の提出がお済みでない人は速やかに住民税申告書を提出してください。

■ 税務課 町民税係 ☎ 888-1111 (15:11:52)

**募集** 『親子ボランティアスクール』参加者募集

- ▼ 期日 6月2日(日)
- ▼ 時間 午前10時30分～正午
- ▼ 場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』
- ▼ 内容 東日本盲導犬協会職員の話と盲導犬との歩行体験
- ▼ 対象 町内在住の小学生と保護者(小学生のみの参加は不可)
- ▼ 募集人数 40人(小学生20人 保護者20人) ※応募者多数

の場合は抽選

▼ 申込期間 5月7日(火)～21日(火)まで ※土・日を除く

▼ 申込方法 申込用紙(町社会福祉協議会ホームページで入手可)に必要事項を記入し直接左記に申し込む

■ 町社会福祉協議会地域福祉係(総合保健福祉会館内) ☎ 887-0084 <http://www.amishakyo.or.jp>

**募集** 町民特派員募集

町では、左記のとおり町民特派員を募集します。

- ▼ 活動内容 月に1回程度、平日に役場等で町職員と一緒に広報紙の取材・編集等を行います
- ▼ 取材した内容は、広報あみに掲載(年3回程度)
- ▼ 委嘱期間 7月～2020年3月31日
- ▼ 謝礼 月額3000円 ※取材等の協力が無い月は支給しない
- ▼ 募集人数 2人
- ▼ 応募資格 左記要件をすべて満たす人
- ▼ 町行政に関心を持ち、特派員として熱意を有する
- ▼ 20歳以上の町内在住者
- ▼ 平日に役場等で4時間程度協力できる
- ▼ 常勤の公務員(臨時的に任用される職員を除く)ではない

▼ 応募期間 5月31日(金)必着

▼ 応募方法 役場・各公民館各ふれあいセンターへうすら出張

所に備え付けの応募用紙と町民特派員として地域の話題等町民の皆さんにお知らせしたいこと(400字程度)を郵送または直接左記に提出する。(平日の午前8時30分～午後5時15分、提出書類は返却しません。)

※応募用紙は左記ホームページからダウンロード可

▼ 選考方法 書類選考・面接(日時は後日連絡)

http://www.town.ami.lg.jp/000003746.html

〒300-00392 阿見町中央1-1-1 町情報広報課 ☎ 888-1111 (298)

**伏外** 町シルバー人材センター「入会説明会」開催

▼ 日時 5月21日(火) 午前9時30分から1時間程度

▼ 場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館『さわやかセンター』別館)

▼ 対象 同センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制)

(公社)町シルバー人材センター ☎ 888-2036

**お知らせ** 陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場「夜間飛行訓練」

ヘリコプター2～3機による標記訓練を行います。▼ 日時 5月7日(火)～9日(木)、14日(火)～16日(木)、日没から約3時間以内(各機2時間基準)

陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校 総務課 ☎ 842-11211 (3420)

**お知らせ** 『消費税軽減税率制度』説明会開催

竜ヶ崎税務署では事業者を対象とした消費税軽減税率制度に関する説明会を開催します。多くの事業者の皆さんに関係のある制度です。ぜひお越しください。

▼ 消費税の軽減税率制度とは? 10月1日からの消費税率10%への引上げと同時に実施されます。軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者だけでなく、会議費や交際費として飲料品等を購入する事業者や消費税の免税事業者も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理などの準備が必要になります

▼ 日時 ①6月11日(火) ②13日(木) ③17日(月) いずれも午前10時～11時30分、午後1時30分～3時の2回開催

▼ 場所 ①龍ヶ崎市文化会館(龍ヶ崎市馴馬町) ②牛久市中央生涯学習センター(牛久市柏田町) ③取手市役所藤代庁舎(取手市藤代)

■ 竜ヶ崎税務署法人課税第一部 門 ☎ 0297-6611303

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか?

# 広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中  
問い合わせ 商工観光課 ☎ 888-1111 (172)

お気軽にご相談ください!!

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)  
\*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号 神林ビル202号室 しみず司法書士事務所 (簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 嶋一樹

阿見中学校 郵便局 TEL 029-804-0382 E-mail: ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp (平日 午前9:00～午後6:00)

JA あみ司法書士事務所(神林ビル2階) ・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。 ・面談は、事前のご予約が必要です。

## ●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

# 0120-131-813

## ●あみメール登録をお願いします●



スマートフォン・携帯電話で [t-ami@sg-m.jp](mailto:t-ami@sg-m.jp)宛てに空メールを送信するか、または左記QRコードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

▲二次元コード

## ●定例相談●

### 行政相談

日時 5月9日(木) 午前10時～午後3時  
場所 役場3階302会議室  
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

### 子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時  
場所 中郷保育所内  
訪問相談 随時受付  
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

### 教育相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後3時  
場所 図書館となり  
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

### 心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時  
弁護士相談 月1回(第1水曜日) 午後1時～3時30分  
※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約  
場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室  
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

### 高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
場所 町社会福祉協議会内  
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

### 消費生活相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時  
場所 役場1階町消費生活センター  
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

### 交通事故相談

期日 月～金曜日 ※4月1日以降は火曜日は休み  
時間 午前9時～正午、午後1時～4時45分  
弁護士相談 第1・3水曜日 午後1時～4時 ※要予約  
※弁護士相談:第1水曜日のみ実施  
場所 県土浦合同庁舎  
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)  
午前8時30分～午後5時15分  
※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

## ●公共機関電話番号●

うずら出張所 ☎ 841-1167	本郷ふれあいセンター ☎ 830-5100
健康づくり課 ☎ 888-2940	舟島ふれあいセンター ☎ 840-2761
福祉センターまほろば ☎ 887-3969	図書館 ☎ 887-6331
地域子育て支援センター ☎ 891-2772	予科練平和記念館 ☎ 891-3344
阿見消防署 ☎ 887-0119	総合運動公園 ☎ 889-2788
火災情報案内 ☎ 0297-64-0119	教育相談センター ☎ 888-1225
上下水道課 ☎ 889-5151	町民活動センター ☎ 888-2051
霞クリーンセンター ☎ 889-0091	町男女共同参画センター ☎ 896-3181
中央公民館 ☎ 888-2526	消費生活センター ☎ 888-1871
君原公民館 ☎ 889-1363	町民ダイヤル(休日当番医・ 定例相談等のテレホンサー ビス) ☎ 887-6600
かすみ公民館 ☎ 888-8111	

## ●人口と世帯●

- 総人口 47,581人 (- 26) ▽4月1日現在
- 男性 23,583人 (- 27) ▽常住人口ベース
- 女性 23,998人 (+ 1) ▽( )内は前月比
- 世帯数 19,701世帯 (+ 8) ▽情報広報課調べ

### 5月の納税等

軽自動車税(全期)

納期限 5月31日(金)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

### 6月の納税等

町・県民税(1期)

納期限 7月1日(月)

### 救急車出動状況 3月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急病	120件(415)
出場件数 179件(584)	交通事故	15件(51)
	一般負傷	22件(70)
※救急車の適正な利用を お願いします	その他	22件(48)
	合計	179件(584)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階情報広報課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:町内の郵便局、町内の常陽銀行・筑波銀行の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店、カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店、スーパータイヨー阿見店、ランドロームフードマーケット阿見店